## 平成28年宇治田原町総務建設常任委員会

平成28年10月19日 午後1時30分開議

### 議 事 日 程(1の1)

(総務部、会計課所管分)

- 日程第1 第3四半期の事業執行状況について
  - ○総務課所管
  - ○企画財政課所管
  - ○税住民課所管
- 日程第2 各課所管事項報告
  - ○総務課所管
  - ・生活道路等における交通安全対策について
  - ○企画財政課所管
  - ・ふるさと納税に対する返礼品(ふるさと特産品)について
  - ・空家等実態アンケート調査の実施状況について
  - ・平成28年度公共事業等の施行状況について
  - ○税住民課所管
  - ・人口動態集計について
  - ・町税徴収実績及び町税納付方法別件数内訳について
- 日程第3 その他

## 議 事 日 程(1の2)

(建設事業部所管分)

- 日程第1 第3四半期の事業執行状況について
  - ○建設環境課所管
  - ○プロジェクト推進課所管
  - ○産業観光課所管
  - ○上下水道課所管
- 日程第2 各課所管事項報告
  - ○建設事業部所管
  - ・普通建設事業交付金等決定状況について

- ○プロジェクト推進課所管
- ・宇治田原町都市計画マスタープラン (案) について
- ○産業観光課所管
- ・農業委員会法の改正について

日程第3 その他

# 1. 出席委員

委員長	11番	谷	П	重	和	委員
副委員長	2番	内	田	文	夫	委員
	1番	稲	石	義	_	委員
	4番	安	本		修	委員
	6番	青	Щ	美	義	委員
	10番	上	林	昌	三	委員
	12番	田	中		修	議長

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副	J ET		長	田	中	雅	和	君
総	務	部	長	久 野	村	観	光	君
建調	没 事	業 部	長	野	田	泰	生	君
総	務	課	長	清	水		清	君
企區	<b>町</b> 財	政 課	長	奥	谷		明	君
企画	財政訓	果課長補	<b></b>	矢	野	里	志	君
税	住 月	民 課	長	長谷	: ][[	みと	ົ	君
建調	没 環	境 課	長	垣	内	清	文	君
建設	環境調	果課長補	<b></b>	市	JII	博	己	君
プロ	ジェク	ト推進部	果長	Щ	下	仁	司	君
プロ 課	ジェク 長	フト推進 補	<b>生課</b> 佐	谷	出		智	君

産業観光課長 木原 浩 一 君 産業観光課課長補佐 富 幸彦 君 田 君 上下水道課長 下 畄 浩 喜 会計管理者兼会計課長 浩 場 馬 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 村 山 和 弘 君 庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

### 開 会 午後1時30分

○委員長(谷口重和) 皆さん、こんにちは。

本日は、閉会中における総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ委員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

所管事項報告等が多岐となっており、スムーズな委員会運営のため、所管課の審査を 分割し、本日は初めに総務部、会計課所管分を行い、その後、建設事業部所管分を行う ことにいたしたいと思います。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において 精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ありがとうございます。

町当局におかれましては、所管職員の出席につきまして、調整をよろしくお願いいたします。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長(田中雅和) こんにちは。

きのう、きょう少し暖かいですが、全般的には10月も後半に入りまして、朝晩冷気を感じるものの、爽やかな秋本番、過ごしよい季節となっております。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

今月は2日の町民体育大会、15日には保育所運動会、16日にはふるさとまつり等ご参加をいただきまして、ありがとうございます。また、今週末には、22日土曜日には敬老会がございます。またご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

ことしの出水期も終盤に近づいております。九州などでは大きな被害が出たところで ございますが、宇治田原町におきましては、道路、河川の決壊や、あるいはまた土砂崩 れによる家屋倒壊などの大きな被害は現在までのところ発生していないところでござい ます。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のところ、総務建設常任委員会にご参集いただき、ありがとうございます。谷口委員長、内田副委員長のもと常任委員会を開催いただき、各課の第3四半期の事業執行状況及び所管事項報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよ ろしくお願いいたします。

○委員長(谷口重和) ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本 日の総務建設常任委員会を開きます。

ここで、山内議員と奥村議員が傍聴に入っておりますので、報告をしておきます。 会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。 また、関係資料は事前も含め配付しておりますので、あわせてご参照願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります平成28年度第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、総務課所管について説明を求めます。清水課長。

○総務課長(清水 清) それでは、平成28年度第3四半期事業執行状況、総務課所管 分につきまして、順にご説明をさせていただきます。

まず、1つ目、宇治田原町のいいところ発信事業でございます。こちらにつきましては、今まで3回のプロジェクトチーム会議を開催しておりまして、今後、10月、11月にプロジェクトチーム会議を開催する中で、事業の詰めをしていく予定としているところでございます。ホームページの更新につきましては、年内をめどに更新を行ってまいりたいと考えております。詳しくは企画財政課のほうで報告があると思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2番、町制施行60周年記念事業でございます。記念式典を9月30日に開催させていただきまして、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご臨席を賜り、まことにありがとうございました。式典では、記念表彰、感謝状の贈呈に続き、第2部では株式会社永谷園ホールディングス専務取締役永谷祐一郎さんからご講演をいただき、約300名程度の来場があったというところでございます。今後につきましては、残ります冠事業等につきまして、関係課と連携する中で実施をしてまいりまたいというふうに考えておるところでございます。

また、10月21日、今週の金曜日でございますけれども、NHKとの共催で、NH Kラジオ番組、上方座談会の公開録音を実施のほう予定しておるところでございます。

続きまして、3番、国際交流事業でございます。国際交流に係りますアンケート調査 を実施してまいりたいと存じております。 対象につきましては、小学校5、6年生と中学生で、実施期間は10月下旬から 11月中旬にかけて実施を行い、12月に回収を行いまして、1月から分析等を行って まいりたいというふうに考えておるところでございます。

アンケートの設問内容といたしましては、「新聞やテレビでよく聞く国はどこか」であるとか、「どこの国に興味があるか」「好きな国、行ってみたい国はあるのか」「どこの国の言葉を学びたいか」などの設問を考えておるところでございます。

続きまして、4番目、情報伝達システム整備事業でございます。 I P告知システムに つきましては、9月28日に入札を行いまして、10月4日に契約を締結したところで ございます。今後は、このシステムの整備が終了次第、町内の小中学校と調整をする中で、送信システムにあわせまして、訓練を実施してまいりたいというふうに考えておる ところでございます。

続きまして、5番、自主防災組織支援事業でございます。自主防災組織安心安全活動補助金につきましては、現在4区から申請をいただいているところでございます。今後につきましても、随時受け付けをしてまいります。また、自主防災会の防災訓練につきましては、11月20日の本町の総合防災訓練にあわせ、7区が実施され、また、その次の、翌週ですけれども、湯屋谷自主防災会が訓練をされる予定となっておるところでございます。

6番目、キッズ防火隊支援事業でございます。7月26日には、岩山キッズ防火隊が 京都市防災センターへ研修に行かれたところでございますけれども、同じような研修内 容で、現在荒木キッズ防火隊と研修計画の調整をさせていただいているところでござい ます。また、ジュニア防災検定の受験につきましても、各キッズ防火隊と意向等を確認 する中で、調整してまいりたいと考えておるところでございます。

1ページめくっていただきまして、7番目、消防団装備拡充事業でございます。 10月17日に入札を実施し、防火手袋、保護眼鏡、ライフジャケット、ヘッドライト、トランシーバーにつきまして、納品があり次第、速やかに各支部に配荷のほうをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、8番目総合防災訓練実施事業でございます。9月の常任委員会でも概要の説明をさせていただいたところでございますが、当初、住民グラウンドをメーン会場として予定をしておりましたが、京都市消防局航空隊との調整の中で、防災ヘリに来てもらうことになっておるんですけれども、防災ヘリの周辺40メートル以内にはものを置かないでほしいという話がございましたので、住民グラウンドでのヘリによる訓練以

外は、隣の維孝館中学校のグラウンドで実施をしていきたいというふうに考えておると ころでございます。現在、11月20日の総合防災訓練に向けまして、参加いただく防 災関係機関と最終の調整を行っているところでございます。

続きまして、9番目、災害時応援協定でございます。9月定例会で一般質問をいただいたところですが、西日本エリアにつきまして、協定締結に向け鋭意協議を進めているところでございまして、今後も協定締結に向け、協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

また、交流といたしまして、10月1日には、みの池田ふるさと祭で、本町商工会女性部のほうがブースを設置され、参加をいただいております。また、10月16日には、先日でございますけれども、本町のふるさとまつりに池田町の産業課のほうからお茶のブースを設けていただく中で、お互い産業面での交流を図ってきたところでございます。続きまして、10番目、消防団総合訓練事業でございます。こちらにつきましては、9月11日に訓練を実施させていただきました。こちらも議員の皆様には、大変お忙しい中ご臨席を賜り、ありがとうございます。

続きまして、11番、人材育成計画実施計画でございます。10月13日に第2回目となりますプロジェクトチーム会議を開催し、人事評価結果の処遇反映について、会議を行ったところでございます。会議の中で、平成29年度の人事評価結果をもちまして、30年度に勤勉手当に反映していくことの検討や、処遇反映の度合い等について、意見交換を行ったところでございます。今後、このプロジェクト会議での意見も参考とする中で、人材育成につながるような処遇反映について、職員への理解を深めながら、協議、調整をしてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、12番目、選挙投票率向上対策でございます。町議会議員一般選挙の日程につきましては、右側にございますとおり、立候補者予定説明会が10月5日10時から大会議室で開催をいたしました。また、告知日は11月1日で、11月6日が投開票日となっておるところでございます。

町議会議員一般選挙におけます選挙啓発でございますが、10月5日に選挙管理委員会を開催いただきまして、11月2日に告示日の翌日ということになりますけれども、路線バスの停留所におきまして、若年層も含め、不特定多数のバスの利用者に啓発を行ってまいりたいと思っております。

また、本町におきます多世代同居が多い特性を十分生かしまして、保育所で啓発ビラ を配布することにより、啓発を実施していきたいというふうに考えておるところでござ います。

総務課所管事項につきましては、以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

なお、時間の都合中、質疑応答は簡単、簡潔にお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。稲石委員。

- ○委員(稲石義一) 11番の人材育成計画についてお聞きしますけれども、これ、基本的に人材育成計画の策定が26年12月やったと思うんやけれども、それで間違いないですやろか。
- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 策定計画につきましては、26年12月で間違いございません。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) その折に、後の実施計画云々かんぬんについてどうするかというようなことが報告あったときに、また、せっかく人材育成の計画指針みたいなものが出されたのに、実施計画をまた検討していきます、またその時間をとるとおくれていきますので、速やかにやったほうがいいんではないかということを申し上げて、27年度から着手されたものもございましたし、その間、成果を上げてきたことも事実でございますんですけれども、今聞いていますと、その人材の人事評価システムを動かしてやっていくについて今検討してはって、これも何度も申し上げたんですけれども、今お聞きしますと、29年度の人事評価結果をもって30年度のそういう人事の異動とか処遇に反映さすというようなことやったと思うんですけれども、それに間違いないんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 現時点で、総務課のほうで考えております内容といたしましては、29年度の評価を30年度、勤勉手当、主に勤勉手当に反映していく形で検討を進めているところでございます。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 処遇の反映ですから、人事異動にも反映させるんで、昇任、昇格についても人事考課というのは、特に重要なことであります。また、今おっしゃったように給与面の反映もありますよというようなことでございますけれども、今おっしゃったのは、勤勉手当に反映させることについての部分としては、30年度から反映さすということで、ほかの人事異動とか部分については、適宜やっていくということでよろしいんでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) はい、そのとおりでございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 給与面については、やはりきちっとその評価の分を、仕組みとして 職員の方に説明して、理解していただかないと、なかなかきちっとした客観的な人事評 価がなかなか難しいという中で、反発をする職員も多いやに聞いていますので。その辺は、きちっと全職員さんに説明されて、理解を得るようなものをきちっとやっとかないと、システム自体が誰でもが納得できるようなものにしとかないと、勤勉手当、ボーナスのときの勤勉手当に反映さすことはなかなか難しいかなと思っているんですけれども。今、コンサルに頼まれてそういうシステムをつくるということだったので、私は、もう自前でやったほうがいいんじゃないですかということを言うとったんですけれども、その辺について、今現在の現況、コンサルとはどのような形で協議されて、どうかかわってもらっているんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 事業を委託している業者のほうにつきましては、本町だけでなく、全国たくさんの事例を持っておられるところでございまして、うちでコンサル事業を担当している委託業者のほうに、そのあたりのアドバイスをいただいている、その中で、先ほど副議長おっしゃられました勤勉手当以外の昇給、昇任、降任に反映するタイミングでありますとか、どういった形で職員に対して理解を深めていくかといったところのアドバイスをいただいている現状でございます。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 勤勉手当に反映さすのであれば、その勤勉手当の部分で10%上げるとか30%上げるとか、そういう上がる人と、給与がプラスマイナスゼロにしないとその額というのは決まってますんですから、それを上がる人だけ、プラスの人だけやって、その財源をもってくるところがないねやと、どこかから持ってくるんやと。給与の中で相対的にやるということになりますので、5%を上げたら5%マイナスのところが生じますよと。差し引きゼロですよというのが、給与の鉄則ですんですけれども、それはそのようにやってもらえるんですね。
- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 現在、分析しているところの数字で言いますと、S、A、B、C、Dとランクづけがあるんですけれども、Bという一番真ん中、中位のところの人数

が多ございます。8割方そうなんですけれども、そこで、B評価を細分化することによって、今副議長おっしゃられました財源、原資、評価による原資の確保もあわせて考えていきたいというふうに、今話し合いをしているところでございます。以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 結構です。

給与の原資は一定ですよと、それでプラスマイナスで差し引きゼロになるように、きちっとシステムを。ただ、10%上がって、私は10%頑張ったと思うているのに、何で私はマイナスの5%のランクに入っとってんやろとかいう部分も含めて、人事の評価システムそのものが納得できるような形でやっていただいたんやと。そのマイナス面に、給与に反映したことが、職員のやる気とかそういう活性化につながらないようなシステムやったら何にもなりませんので、その分だけはきちっと意を用いて、総務課が意を用いて職員に理解していただきたいというふうに、理解させるという努力は惜しまないでいただきたいというように思います。以上です。

- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。上林委員。
- ○委員(上林昌三) 2ページの7番ですが、消防団員さんの装備品の総額がここに予算 として出ていますが、1人当たりに大体こういう装備をするのにお幾らぐらいかかって いますか。消防団員1人当たり。割ったら単純に出てくるかもしれませんけれども、そ ういうものじゃないと思いますので。
- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 申しわけございません。1人当たりという形での算定を……。 (「約で結構ですよ。大体どのぐらいかなと」と呼ぶ者あり)
- ○総務課長(清水 清) すみません。大体でも、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんので、また……。
- ○委員長(谷口重和) 総額はわかりますか。

(「1,000万。これを団員数で割ったら」と呼ぶ者あり)

- ○委員(上林昌三) 団員数で割ったら単純やけれども、そやけれども、そんなこと違う。 (「全部に当たるやつ、当たらんか、予算ではわからへんねん。全部に当たる やつと当たらへんやつある」と呼ぶ者あり)
- ○総務課長(清水 清) そうですね。
- ○委員(上林昌三) そやけど、与える人に対する1人の、ここに内容は書いていますけ

れども、幾らぐらいかということぐらいで。割って出てくる数字と違うわ。

- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) そうですね。防火手袋でありますとか、防火眼鏡、このあたりは、全団員さんに配付するものでございますし、トランシーバーであるとか、いったものにつきましては、数量限定150という形で配分しておりますので、単純に額を309で割って出るものではございませんので、大変申しわけないんですけれども、今、手元に数字を持ち合わせておりませんので、また報告させていただきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) よろしいですか。上林委員。
- ○委員(上林昌三) 後日返事してもらわなくて結構です。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ないようですので、総務課所管の質疑を終了いたします。 次に、企画財政課所管について、説明を求めます。奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) それでは続きまして、私のほうから、企画財政課に所管いたします事業執行状況、第3四半期分ご説明申し上げたいと存じます。

3ページをごらんください。

まず1番目、「ハートのまち」PR事業でございます。これは、第5次総合計画のサブコピーでございますやすらぎ・ぬくもり・ハートのまちと、こういうものの打ち出しによりまして、宇治田原町、いろいろPRしていこうということで、先ほど総務課のいいところ発信事業で申し上げたかと思いますが、それともセットで進めておるものでございまして、現在、内部的に3回の会議を進めまして、現在、本町が他市町村に誇れるような強み、例えば町独自制度なんかの洗い出しを各課に今依頼しておりまして、そういうものを整理いたしまして、このいいところのホームページ等々でアップさせていただくというようなことを進めていく予定でございます。

また、あわせまして、今大学生の皆さんからもいろいろお知恵いただく中で、一緒に協力して、こういう町のPRを進めていただいておりまして、例えば、同志社大学生によりまして、短いものですけれども、プロモーション動画の作成を進めていただいておったり、府立大学生のインターンシップ生、これも10月11日まで来てもらっておったんですけれども、こういうとこらがPRの提言をいただいたりというようなこと、学生さんとかそういう若いアイデア等もいただきながら、町内部で本町のいいところ、またハートのまちとしてのPR方策を、引き続き検討しておるところでございます。

続きまして、2番目、まちのマスコット「茶ッピー」活用事業でございます。これにつきましては、これにつきましては、「茶ッピー」を活用いたしましたいろんな物品を作成しておるものでございまして、10月中にはほぼ物品の作成を完了したいと思っております。ちなみに、これまで策定いたしましたものといたしましては、ハンカチ、タオルですとか、缶、マグネット、こういうものにつきましては、既に夏場の平和の集いですとか、先般の田原まつりの前夜祭、そういうようなもので配布もさせていただいております。現在つくっておりますのが、メモ帳とか、附箋紙、シールとか、車用のステッカーですとか、ボールペンというような、そういうようなものも今引き続きつくっておりまして、ほぼ今月中には出そろうかなと考えております。

基本的には無償でお渡しするもの、例えばトートバッグでございますけれども、そういうものにつきましては販売等も計画をいたしております。無償のもの、また販売のもの、トータルで茶ッピーをPRできればと考えておるところでございます。

続きまして、3番目、ふるさと納税促進事業ということで、これにつきましては、本町にふるさと納税をいただいた場合、これまで本町の特産のもの、お茶をお送りしておったんですけれども、全国の各自治体でもございますように、本町のPRも図る観点から、御礼品、返礼品、これを広く募集させていただきまして、本町のPRとしても活用したいというようなことでございまして、8月から9月16日まで募集させていただきました。現在、約20事業者の皆さんから50品目の応募をいただいております。これにつきましては、本日、現時点での本町の返礼品の考え方、また現時点で事業者さんからいただいております商品の一覧、そういうものを所管事項報告の中でご説明を申し上げたいと存じますが、現在、そういう最終調整をいたしておるところでございまして、12月には本町独自の新しいカタログをこしらえまして、それで納税を募集したいというように考えております。

また、今後、そういうものが整理できました後には、一番右にございますように、ふるさとチョイスといいまして、例えば、皆様、パソコンとかスマホとかで検索していただければおわかりかと思いますけれども、こういう全国的なふるさと納税の紹介サイト、民間のサイトですけれども、そういうようなものがございます。例えば地域で選べるとか、欲しいそういう分野で選べるとか、クリックすれば簡単に選べて、またもう少し進んだところでは、クレジットカードでの決済もできるというような、そういうサイトがあるんですけれども、そういうところにも一定、今後は私どもの整理ができた段階で、年明け以降にはそういうところの登録も進めていければと考えておるところでございま

す。後ほど、ご説明申し上げたいと存じます。

続きまして、4番目、空き家等対策事業でございます。これにつきましては、昨年度の実態調査を受けまして、今年度は、その空き家と思われる、その建物、施設の所有者の方に意向調査をさせていただいております。156戸の建物に対しましてお送りさせていただきまして、これにつきましても、このアンケート、現時点でのアンケート調査の結果、これも後ほど所管事項報告の中でアンケート結果を申し上げたいと考えておりますが、現状、ほぼアンケートのほう、取りまとめに入っておるところでございまして、今後、こういうアンケート結果も踏まえまして、年内に空き家等の対策活用に向けた総合的な方針を策定させていただきまして、またこれとあわせまして、次年度予算につなげるための移住・定住対策関係の支援制度の構築も進めていきたいと考えております。アンケート結果は後ほどご説明を申し上げたいと存じます。

それから、これに関連いたしますが、8番、うじたわら空き家バンク構築事業、これは9月補正でご可決賜ったものでございますけれども、これは、うじたわらのいいところ発信事業と連携した、空き家バンク制度を構築いたしまして、ホームページ等で上げていこうとするものでございまして、先ほどのアンケート結果も踏まえまして、そういうバンク制度に登録してもいいよというご回答をいただいた方々を中心に、こういうバンク制度を構築いたしまして、そういうホームページ等にもアップしていって、空き家の解消につなげてまいりたいと。

なお、バンク制度を構築するだけではなくて、実際にこういうものをPRなり紹介していただくために、現在京都府宅地建物取引業協会の皆様方とも協議をさせていただいております。10月4日には一度協議をさせていただいたんですけれども、引き続き、具体的なそういう紹介、方策等につきまして、引き続き協会の方々とも連携を進めまして、バンク制度につきましては、年度内に運用を開始できればと考えておるところでございます。

それと1番下の5番目、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業でございます。これにつきましては、27年度末で策定いたしました総合戦略、現在それに基づきまして各種事業を執行しておるところでございますけれども、今年度も後半を迎えるに当たりまして、いよいよまた次年度に向けた作業等も必要になってまいります。これまでの取り組みの成果、また次年度以降に向けた方策等につきまして、まずは内部協議を進めまして、年内中には外部の委員会でございます地域創生総合戦略推進委員会、これの2回目の会議も開催させていただきまして、これまでの評価ですとか、次年度施策等の議論

をいただきたいと考えております。

これによりまして、また来年度以降のことの関係もございまして、地域創生総合戦略につきましては、数値目標や新たな事業追加など、もしございました場合には、必要に応じて一定の修正も改定もしていくことになろうかと考えております。

それから、4ページを、次のページをごらんください。

6番目、集会所等整備事業補助金でございます。制度内容にございますように、対象事業費の2分の1、耐震改修については3分の2でございますけれども、補助をさせていただくものでございまして、新築の場合1,300万まで、耐震改修は600万円まで、それ以外は300万円までという上限額のもとに、補助をさせていただくものでございまして、例年秋ごろに開催される区長会におきまして、次年度の公民館の改修等のご希望をお聞かせいただいて、予算計上をさせていただいておるものでございます。

ちなみに、昨年度のご要望を受けまして、今年度予算計上させていただいております のが、南、荒木、奥山田会館でございまして、それぞれ既に交付決定をさせていただい ております。

ちなみに南公民館は新築の事業でございまして、上限の1,300万円を交付決定させていただいております。10月21日に竣工式が開催されるとお聞きしております。町のほうにも、まもなく完了検査ができようかと思いますので、でき次第早急に交付、実際の補助金の交付をさせていただきたいと考えております。荒木につきましては、建物の基礎等の改修でございます。これは26万9,000円でございました。これにつきましては、もう既に支払いも終わっております。奥山田会館につきましては、トイレの改修等でございまして、290万円の交付決定をさせていただいております。これもまもなく完了検査させていただけるのではないかと考えております。

したがいまして、一応前年度からお伺いしておる部分につきましては、予定どおり進んでおるという状況でございます。

それから、最後7番目、行政改革・行政評価推進事業でございます。これにつきましては、まず行政改革に関しましては、先般10月3日の9月議会での最終日の全協におきましてご報告申し上げたところでございます。現在では、今度は行政評価に関する作業を進めておりまして、実際には28年度の事務事業を29年度に評価する、それをシステム化するという予定でございます。ただ、これまでから申し上げますように、手作業で主要な事業につきましては、これまでから調書をつくっておりましたので、それだけでもまずは先行する形で、データ入力等を現在進めておるところでございます。

全般的なスケジュールといたしましては、今申し上げたような状況でございます。企 画財政課からは以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 5番目の地方創生ですけれども、これ、27年度の、初年度やね。 5カ年計画の初年度がもう既に終わっとるわけなんやけれども、これの問題点等について整理をされたと思うんですけれども、どういう整理を、27年度分について補正予算でやったやつも含めて、1年目やね。その分については、どういう評価をされたんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これが28年度 からの4年間の計画となってございますが、副議長ご指摘のように、既にもう26年度 の補正予算から、実際に国の交付金等を使った事業をさせていただいております。ただ、その事業費等のまとめをしておりますが、まだそれの成果という取りまとめまでは至ってございません。ことし中に行います外部の委員会等でも、しっかりそういうところを 出していく中でご意見もいただき、また次年度以降の施策につなげてまいりたいと考えております。以上です。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) それも、26年度の末の補正予算でやって、いろんな事業をやっていただいたんですけれども、そのことの交付金を使って、10分の10の交付金やったかを使うてやってもらったんやけれども、そのことの評価をしないと、今やっているやつの2分の1もらったりいろんなものやって、補正予算でもそれもやりましたんで、それ以降の6月補正でも幾分かやって、その地方創生戦略に入っている部分も、進捗を見ているわけやけれども、その27年度の大がかりな10分の10の交付金をもらってやったやつの評価をしないで、今やっとるやつについての部分がどうなんや、こうなんやと言うてみたって、あれが一番金額が多くて目立ったやつで、国もそれに力を入れてやっていった事業なんで、そういうことについて、きちっと評価して、それで28年度の本当は初年度につなげるんやけれども、それと同時期になっとるんで、せやけど、今の時期になったら、もうそんで4年目の半期が過ぎとるんやから、やはり27年度を生かすという意味でも、きちっとする必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。

- ○企画財政課長(奥谷 明) 確かに、ご指摘のとおりと存じております。この外部委員会、ここの表には②とございましたように、第1回目を7月25日にいたしております。その時点では、これまでの取り組みの事業として、こういう事業をやってまいりましたということは一定整理しておるんですけれども、それを踏まえたその効果ですとか、そこまでの分析までは正直申し上げまして至っていないのが現状でございます。そういうところもしっかり把握、分析する中で、今後につなげてまいりたいと考えております。以上です。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 把握、分析いうけれども、いつやるのか、こういう事業の中で。言うといていただかんと、そのためのこれ第3四半期の状況なので、全部それが抜けておって、さっきの総務課の報告なんかでも、やっぱりその第4の、次年度の、次年に入ってから明年度の1月、2月、3月に入る前にやっとかんなん部分をきちっと整理せんなんということなんやけれども、そのことも踏まえて、いつやって、全体的な評価をするのいうのを書いといていただかないと、やりますよ言うたかて、きっと今までの経過からしたら、やられないのかなというふうに思いますので、それについてどうですか、いつやるんですか、それ。
- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) これにつきましては、このスケジュールにもございますように、年内中には外部委員会を開催させていただきたいと考えております。したがいまして、それに先立ちまして、この10月下旬から11月にかけまして、内部のここの部局別重点施策会議と書いてございます。ここでまずしっかり内部的に、どういうことをやってきたんだ、どういうところがまだ課題なんだ、どういうところを展開していかなければならないんだというようなところをしっかり整理した上で、年内中にはこの外部委員会でそういうところもしっかりお示しする中で、あわせて次年度以降の施策に関しても、ご提案申し上げる中で、ご意見もいただき、しっかりと来年度の予算の計上につなげてまいりたいと考えております。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) ここに書いている部局内というのは、27年度の分もきっちりここで評価するという意味でよろしいんですね。はい、結構です。

それと、8番目の宇治田原の空き家バンクの構築事業なんですけれども、システム、 アンケート調査は並行してやっとかはったらいいねんけれども、システムはシステムで、 9月補正で組んで、あとやっていくんやけれども、こんなん、空き家バンクのシステム みたいなものは、登録だけの話やからね。簡単なものやろと思うけれども、先ほど聞き ましたら、年度内というふうにおっしゃったんで、3月まで待ってやらんなんのか、年 内にきちっとしたものを構築して、もういろんな登録者との調整も含めて、アンケート、 次に報告あろうかと思うんですけれども、読んでみましたら、やっぱりそういう相談を いろいろしたいというような、行政側と、いう内容が多ございましたので、やっぱり少 しでも早くやって、登録していただいた部分については、こうやっていくんやと。登録 しませんいう人も結構いはったんで、そういう人を呼び込むためにも、やはりスタート を切ることが大事やと思うんですけれども、いかがですか。

- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) その点につきましては、私どもも急ぐ必要があると考えております。ここに、先ほど年度内と申し上げましたが、システム的には、確かにもう年内中にそういう、まず制度の構築、バンク制度、規則とか要綱とかそういうところの部分の規定上の整備、またホームページ上のシステム整備いうのを年内に大体終了いたしまして、年明け以降はこういう実際の運用を進めていけるようなスケジュールをしたいと考えております。
- ○委員(稲石義一) はい、結構です。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。上林委員。
- ○委員(上林昌三) ちょっと素朴な質問ですけれども、3ページの2番、茶ッピーの活用事業の中で、物品作成の完了から始まってございますが、過去にも、いろんな事業をイベントがあるたびにそういうようなものを販売とか、配布、無料配布とかいうのがあったと思うんですけれども、この場合、全部販売の場合は売り尽くされているのか、残ったものの処分を、処分されたという言葉悪いですけれども、そういう、後どういうふうにおさめておられるのか、本当に完売、また完全に配布し終われて、そういう残品が残って、また残ったのを次のイベントで使おうとかいう場合でも、やっぱり時節柄、季節柄そのタイミングもございますし、そういうなので、ロスとかいうふうなものは、町内のほうではいかがでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) 確かに、予算額が一定限られておりますので、その中でど ういうものがつくれるかというのを、先ほどのいいところプロモーションのそういう若 手のプロジェクトチームなんかでも議論してまいりまして、費用の案外安い、例えば附

箋紙ですとかシールとか、そういうものと、一定、ちょっと値が、例えば原価 1,000円ほどするようなトートバッグ、買い物袋というようなものですけれども、そういうところに入れる分と、いろいろ安いものから、ちょっと値の張るものもございまして、全て、基本的にはいろんなイベントでお配りして、させていただきたいと考えておるんですけれども、一定、費用を徴収させていただいたほうが、お持ちいただいているまた値打ちもあろうかという部分もございますので、そういうところの今分類をしております。

そうした中で、今現在お尋ねの残ったらどうなるかということなんですが、私どもも正直いいまして、今回こういうな作成いたしましたものが、こういうトータル的に策定いたしますのが初めてなもので、どれだけはけるかはわからないんですけれども、まず、無償のものにつきましては、そういうイベントでたくさんの方にできるだけお配りするようにしたい。販売するものに対して、どれだけ売れるかというところなんですけれども、できるだけのPRもさせていただきますし、販売のものにつきましては、無償のものにつきましては、例えば60周年記念とかいう表現をことしは入れさせていただいたりもしております。ただ、販売をさせていただく予定のものにつきましては、そのあたりがちょっと見込めませんもので、そういう表現はつけておりませんが、できるだけ作成した年度内にはけることが、一番好ましいかとは思いますけれども、少々の期間が生じてもはけるようなこともしていきたいと考えております。以上です。

- ○委員長(谷口重和) 上林委員。
- ○委員(上林昌三) 今初めてというふうにおっしゃいましたけれども、こうしたものの作成は、でありますが、過去にもいろいろ、茶ッピーのこととかいろいろ配布無料でとかされたと思いますが、時期外れ的なものもありますけれども、そうしたので、残りものというのは、役場の中にはないんでしょうか。もしあったら、それをどういうふうに処分されたりするんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) 過去につくらせていただいたものでは、例えばシールとかがあるんですけれども、これも大部、結構あったんですけれども、いろんなイベントとかで使わせていただいた結果、今、過去につくらせていただいたもので残っているようなものはございません。したがいまして、今回トータル的に作成させていただこうということで、予算化もさせていただき、またこれも交付金も活用して、町のPRという観点から、交付金を使ってこういう活用をさせていただいたものでございまして、過去の

分で今残っているものはないんですけれども、今回つくらせていただいたもの、できるだけPRに努めまして、できるだけ無償でお渡しできる、また販売につきましてもPRに努めまして、できるだけはけるようなことは進めていきたいと考えております。

- ○委員長(谷口重和) 上林委員。
- ○委員(上林昌三) 結構です。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ないようですので、企画財政課所管の質疑を終了いたします。 次に、税住民課所管について、説明を求めます。長谷川課長。
- ○税住民課長(長谷川みどり) それでは、税住民課に係ります事業執行状況について、 ご説明させていただきます。

5ページをごらんください。

固定資産評価整備事業は、平成30年度の固定資産評価替えに向けまして、固定資産 税評価に係る適正な課税客体の把握を目指すとともに、公的土地評価について、適正で 均衡のとれた価格を算定する指標を整備するものでございます。

事業執行状況につきましては、10月中旬から街路調査、路線区分の見直しを行っているとともに、10月下旬に不動産鑑定士協会に本鑑定、鑑定評価業務を依頼するものでございます。次期以降は引き続き協議見直しを行うとともに、固定資産鑑定評価委員会を開催する予定でございます。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、税住民課所管の質疑を終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の生活道路等における交通安全対策について、説明を求めます。清水課長。

○総務課長(清水 清) それでは、生活道路等における交通安全対策について、ご報告をいたします。

A41枚物の資料のほうをごらんいただきたいと存じます。

まず、今までの経過でございますが、町道郷之口鷲峰線、郷之口湯屋谷線、贄田船戸から宮の前橋までの間でございます。こちらの安全対策といたしまして、郷之口、荒木、

立川の3区長から、町のほうへ30キロの速度規制の導入要望が提出されまして、それを受け、町から京都府公安委員会宛てに要望書を提出したところでございます。

この要望に対しまして、府警本部規制課のほうから、この道路について30キロ規制 を実施するには、路面表示のほかに物理的にも道路幅員を狭める等の施工が必要との回 答をいただいておるところでございます。

その後、立川区で役員会、6月25日でございますけれども、開催いただきまして、 協議をしていただきました。また、郷之口、荒木、立川の沿線3区長で話し合いをして いただいた結果、宇治田原町宛てに改めて要望書を提出されたところでございます。

要望書の内容といたしましては、そちらにも記載がございますけれども、速度規制 3 0 キロの導入要望をしましたが、工作物の設置が必須条件との回答を受け、再度地元 で協議を行った結果、生活道路として地元住民に多大な支障を来すこととなることから、速度規制 3 0 キロ規制については、困難と判断しました。つきましては、工作物等を設置することなく、安全対策・減速対策を講じていただくとの内容でございました。

本町といたしましても、協議をする中で、30キロ規制については地元区の了解が得られない中、難しいということで判断をさせていただいたことを、この場でご報告をさせていただくものでございます。

今後でございますけれども、今後沿線区民の要望を十分尊重する中で、早急に地元区とも協議する中で、道路の安全対策の方策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員(稲石義一) これも、この時系列で書いてもうてますけれども、従前に議会のほうからも、何度も要望させていただいて、議論もしてきたところでございまして、これは27年2月25日に地元3区長が宇治田原町長に速度規制の導入要望から始まったいうふうになっていますけれども、その前から議会では何度もこの委員会で話をさせていただいて、町当局も汗をかいていただいた結果がこういうふうになっとるんで。

ただ、安全対策そのものについては、そのときの話では、究極には30キロ規制が必要やということでやったわけですね。それ以外に見て、ほかのことではなかなか効果がないので、やっぱり30キロ規制をやっていただくということで、警察から公安のほうにということをやらせていただいた結果なんですけれども、その条件が付与されたのが構造物、工作物を設置しましょうと、してくださいと。郷之口湯屋谷線について、延長

も相当長い距離でございますので、十数カ所の構造物を設置するという条件がつきましたよというのは、総務常任委員会に報告があったところですよね。それは地元にもきちっと説明して理解を求めやんなんということの話をさせていただいた結果がこれなんですね。

これが地元の方々は、その構造物、生活道路としての地元住民に多大な支障を来す、構造物をつくるとね。だから、どうしたらええねんという話ですね、これ。町ははいそうですかと。これで、了解が得られないことから、困難と判断しますと。じゃ、そしたら今まで言うてきた安全対策はどないなんのかというこでしょう、これ。それは、困難と判断したら、安全対策はできないということになりますやん。いろんな手法はあるけれども、公安当局からすれば、構造物をきちっと、スピード制限をきちっとやらないと、安全は保たれないですよということの結果として、そういう条件が付与されているんですから、それ以外の安全対策があんねやったら、それでいいじゃないですか。もともと。この辺について、やはり町としての責任をきちっと果たしていかないと、地元が反対するから、この言葉飲めませんよ、もっとほかの安全対策、減速対策を講じてほしい言うても、減速対策が講じられへんですやん。公安が30キロに規制しますよという条件としては、こうしてくださいと言うたら、それ以外のことではできないんですよということですやん。その辺のすり合わせの部分を、住民の方々の歩行に対しての安全対策を講じましょう言うたかて、それは抜本的な安全対策を講じたことにならない。

そのことによって、今回そういうことをしなかったばかりに、大事故でも起こったときに、どうするんですかという話。これが、この部分で安全対策、今後協議を行い、道路の安全対策の方策を検討するとあるけれども、それに、構造物をつくって30キロ規制するようなと同等のそういう安全対策というのがあるのかないのか、ここで判断されたら、きっと同等に近いような形、30キロ規制にはいかないですけれども、近いような形の安全対策を町としては講じられますよという判断をここで判断するというときには、してはるのかどうか、そこのところだけ聞いておきたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) まず、30キロ規制につきましては、先ほどから申しましたように、地元の同意といいますか、理解が得られないということでございますので、田辺警察署にも話を伺っているところなんですけれども、40キロの規制をできないかということで、話をしております。確実には言えませんが、現在の道路であれば、40キロ

規制は可能というような話も聞いておるところでございます。

まず、そういった規制を1点、これから要望する中で進めていきたい。また、30キロ規制をするのと同等の効果を生み出すために、現在も看板の設置を今の道路に何箇所か設置しておるところなんですけれども、さらに、効果的な看板といいますか、視覚に訴えるような看板を設置して、そのあたりでドライバーに見ていただいたときに、減速される、安全対策を講じられるようなことも、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

また、もちろん、地元と協議を十分にしていく中で、必要であればハンプ等の設置も、 住民に支障を来さない範囲で設置するなど、今後も地元と十分協議しながら進めてまい りたいというふうに考えおるところでございます。以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) その40キロ規制はできないかということで、今後、警察と詰めていくと。それやったらそれで、ここへ報告の中に書いとかなあかんやん。自分が思うてんねやったら。事前の策としてそれがいいねやというねやったら、町当局としてはそう思てんねやと、地元にもそういうように返してんでというようなこと言わんと、ある日突然、これ聞かんとなしで終わったら、議会、いままでせんど30キロ規制を言うてきて、構造物つくったら、それは効果あるわと思うてやってきてるのに、地元が反対しよるさかいそれはやめまんねん言うて、町当局はあっさり引っ込むけれども、抜本的な安全対策になっとるのかどうか、私は疑義を持ってるから、それで事故でも起こったらえらいこっちゃと。60キロで走りよったら、それは危ないわな、それ。30キロというたら、倍のスピードで走りよんねから、今、あの道は。規制しいひんだら、60キロ出せるわけやから。

だから、そのときに40キロにしまっせというのを、本当に40キロと30キロの差いうたら、どんだけあんねんいうたら、やっぱり、ここ役場の前は30キロ規制してますよ。してても飛ばしてきよんねやね。僕ら毎朝行ってるけれども、ほんまにとまりよらへん車もあるし、大体40キロぐらいで走りよるわ。それは、見とったらやっぱり冷やっとするわね。だから、それでほんまにええのかいうのを、きちっと考えてもらわんと、30あかんさかい40でええんやいうのが、町当局の責任ある発言とは僕思えへんねんけれども、どうですか、その辺。

今言わはった同等の効果が起こるような看板設置とか、路面に絵をかくとか、色で狭めるとか、いろんな方法はあるんでしょうけれども、それが本当に効果あるねやったら、

公安も30キロのときに言うとるはずやぞ、それで。せやけど、それは効果がないと公安が判断したから、構造物で車のスピードをとめるということになっとるんやから、同等になるんかならへんかいうのを、やっぱりきちっと分析してやっていただきたいな思います。

40キロと30キロとの差は相当開きがあると思うんですけれども、それ、要望しにいって、本当にそれで安全対策が保てるというふうにお思いでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 清水課長。
- ○総務課長(清水 清) 30キロ規制につきましても、ちょっと話が外れるかもしれないんですけれども、道路を狭窄する、狭くする工事につきましては、例えば花壇を設けたり、支柱を設けたりするというような工事も出てこようかと思います。そういった中で、逆にそういった工作物を設置することによりまして、その工作物に、例えば夜間に激突するでありますとか、どうしても、現在通りやすい広い道になっておりますので、それが設置されることによりまして、お互いにいらいらするといいますか、そういったことで、無理な進入というのもあろうかと思います。

そのあたり、実際やってみると、今までの道のほうがより安全な部分もあったという話も、これはもう推測の範囲ではありますけれども、出てくることも想定されます。その辺も、地元と協議する中で出てきた話でもございますので、町として、じゃ30キロがだめなら40キロで、それでもう必ず大丈夫かと言われますと確証はございませんけれども、ちょっとでも、少しでも安全になるような形で、40キロ規制するなり、今おっしゃられた道路標示、あるいはそういったものでドライバー等に訴えかけをしていきたいというのが、町の考え方でございます。以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) ドライバーに訴えかけてあかなんだから、今まで工業団地を通じて もいろいろやっていただいた結果がこういう状況やから、規制をしようかということの 声が上がったわけやから、やっぱり町としても、もうちょっと責任ある態度でやっても らわんと、今言うたようなものではあかん。

ほんで、当初予算のときにも言いましたけれども、当初予算のものに、これがあかんかったらということで、交通安全のいろんな予算が計上されてますよね。それを執行していくんやということになって、これどこのやと聞いたら、立川区のことやねという話で、のっけから公安が提案してきいひんだら、それでカラー舗装とか、狭めるやつやらでやろうというふうな説明を受けたので、それはあかんで言うて、せっかく議会が汗か

いて公安のところまで行ったのに、公安の返事もらわなあかんでという話しとっんたん やけれども。だから、安易にそういうような部分に、地元と協議が整ったさかいそうや じゃなくて、今おっしゃるようなことも含めて、もう少し検討されて、本当に事前の策 というふうにして理解ができる、議会としても理解ができると。そういう案をきちっと つくって、総務のほうにも報告していただいて、それじゃもう事前の策としては仕方が ないなということやったら、地元と調整してもうたらいいけれども、順序逆やで、それ。 だから、そういうことも踏まえて、もう少し時間があるので、その予算が計上してあるやつについて、まだ執行せずに、そういうことを議会のほうでも理解を得られてから、きちっと地元とも調整して、事前の策としてもう少し検討していただきたいと思うんで すけれども、副町長、この辺について、経過もいろいろご存じやと思うんですけれども、いかがですか、どういう見解をお持ちでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 副町長。
- ○副町長(田中雅和) まず、ここのエリアにつきましては、地元の皆さんからやっぱり 30キロ規制出ているということなんですね。30キロ以上出さないようには通行を求めるということでございますので、今回、公安委員会のおっしゃっている工作物、例えばガードレール等、あるいはいろいろなもので狭くして走ら……実際に公安委員会の言い方というのは、要は規制さえすればいい、おしまいにしたら、スピード違反という取り締まりについては効果があるけれども、実際に30キロを超えないように走ってもらわなかったら、安全は保てませんという趣旨でございますので、当然のことながら、公安委員会としてはそういうことをおっしゃると思うんですね。

だから、規制を30キロ以上かける、そうじゃなかったら、逆にいえば、スピードが出せるのに何でするんだということになってしまいますから、やはり、出せないからこそ、30キロをどう規制かけますと。安全、30キロで、以上出すと危ないから、30キロ規制にするということで、それでそのためには、実際に走れないようにということでございますので、今回、一応ここに書いていますように、いわゆる、提案されたものについては、地元のやっぱり理解を得られないと、実際の工作物はできませんので。それにつきましては、もう少しよく考えて、やはり、いわゆる安全が危ぶまれる場所等につきましては、引き続き、やはり安全対策については十分検討もし、そして地元の皆さんとも十分相談しということで、予算とも絡まりますけれども、やはりガードレールとか、そういったものについても、設置については今後とも積極的にやっていく必要もあると思いますし、それから、特に、狭隘、カーブ、そういったところについての改良

についても、そういったハード面についても順次やっていく必要だと思いますので、安全に、30キロということも確かに、今回規制ができませんでしたので、やっぱり安全に通行、そして歩行者の皆さんが安全に道路を横断なり、そして通行なりができるような対策についてを引き続き検討もし、そして地元の皆さんともご相談もしながらやっていきたいというふうに思っております。

引き続きまして、今現在もやっておりますけれども、やはり、ドライバーに対する 日々の啓発については、実際には役場のほうにつきましては、月に1回でございますけ れども、そういったのぼりも立てるということもありますけれども、引き続き、ドライ バーについての訴えについては、強くやっていきたいと、こんなふうに思っております。 以上です。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 言うてますのは、そういうことじゃなくて、議会からも一所懸命要望して、いろんな話し合いをした結果が、区長会から順番に手続を踏んでいったので、今言われているように、地元がはい、いやですよと、そんなことは日常生活に支障を来すので構造物はだめですよというて言うたんで、はい、引き下がるんじゃなくて、もう少しきちっと、事前の策も含めて検討して、議会のほうにきちっと、それと同等のものを考えましたので、地元におろしていきますよと言うてもらわんと、そういうことを先に検討されて、きちっと練られた分を議会にも報告していただいて、それやったらもう仕方がないなという声が上がったときには、地元とも再調整すると。工事にもするというような順序をちゃんと踏んでくださいよというて言うているんで、その返答はなかったので、はい、もう一度。
- ○委員長(谷口重和) 副町長。
- ○副町長(田中雅和) 私、ちょっと議会という表現というのを受けとめまして、すみません。これは当然のことながら、私どもだけじゃなくて、地元の皆さんと相談するんですけれども、それは我々は、当然のことながら議会のほうにもご相談もし、そして報告もさせていただき、そして進めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、少し私の説明が不足しておりまして、大変申しわけございませんでした。当然、改めてですけれども、議会の皆さん、議会のほうにもきちっとご相談もさせていただいて、実行に移していきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) もともと副町長の、私らが議会のほうで声上げてやかましい言うて、

総務課に言うて、この総務常任委員会で、警察との事前協議をしていただいた中で、それやったら、地域の方々の要望も含めて上げていただいて、町当局がきちっとその分を添えて持ってきていただいたらということだったんですよ。そういう報告も何回も受けていますよ。だから、順序としてはやっぱり、この総務常任委員会のほうでもきちっとした報告をされて、安全対策としてそういうことをするんやったら、予算の分の、私らは安易にそんなものやったらだめですよと。公安の返事もらうまでだめですよ言うてきたけれども、そういう予算の、今既決予算の中でそういうことをするんですということやったら、理解できますけれども。そういうことをきちっと手続を踏んでいただいてやっていただけるんですかということを聞いてるんですよ。もう一度どうですか。

- ○委員長(谷口重和) 副町長。
- ○副町長(田中雅和) おっしゃるとおり、やらさせていただきます。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。安本委員。
- ○委員(安本 修) 関連で、30キロ規制は難しいから40キロやというのは、ちょっと、そういう考え方そのものは、やっぱりちょっと問題やと思いますので。大体40キロで規制をしても、やっぱり大体規制かかるのは50手前ということになりますので、それまで走ってもええというふうに、逆にいえば悪くなっていく可能性もあるので、それは地元がそんなふうに言っているのかどうかそれは私はわかりませんけれども、その辺、そういう考え方そのものを、やっぱりちょっと問題やなというふうに思うので、そこはまた検討をお願いしたいと思います。別に答弁要りません。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ないようですので、総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。 次に、企画財政課所管のふるさと納税に対する返礼品、ふるさと特産品についてを説明を求めます。 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) それでは、続きまして私のほうから、資料に基づきまして、 ふるさと納税に対する返礼品(ふるさと特産品)についてと資料をお渡ししておると思 いますが、ごらんいただきたいと存じます。ご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る7月20日の本この委員会にも、ふるさと特産品を募集いたしますということで、ご報告申し上げたかと存じます。おさらいになりますが、本町はことし町制執行60周年を迎えるにあたりまして、ふるさと納税にご寄附をいただいた方に対して、感謝の気持ちをあらわすとともに、あわせて本町の魅力や地元産業をさ

らに知っていただこうと、こういう返礼品としてのふるさと特産品を充実させたいというように考えまして、この8月から9月16日まで、この産品の募集をさせていただいたところでございます。

そして、今回ご報告、ご説明申し上げたいのが、まず本町のふるさと納税いただいた 分に関する返礼品の考え方からご説明申し上げたいと思います。こちらのこの一番目の 結論の、下線にございますように、本町といたしましては、寄附額に対して5割程度の 品物を贈呈、お返ししたいというように考えるところでございます。それの検討内容等 をご説明申し上げたいと存じます。

まず、この基本方針でございますけれども、ふるさと納税は、寄附を受けた自治体が 地域の活性化のために活用するものでございまして、また、この寄附金が経済的利益の 無償の供与であるというような観点から、過剰な返礼品の送付は控えるべきとされてお るところでございます。

しかしながら、返礼品として送付するこの特産品、ふるさと特産品は、町を全国にPRするための絶好の有効な手段の一つでもあると。ひいては、町内産業の活性化にも大きく寄与する可能性も秘めておると。そういう視点も必要であろうということで、検討をさせていただきました。

②の全国的な動向も見させていただきますと、まず、国からは、総務省から過度な返礼品の贈呈の自粛通知というのが出されております。別紙と書いておりますが、3ページをごらんください。A4横長で、ちょっと小さな字で申しわけないんですけれども、この返礼品、特産品送付への対応についてということで、28年4月1日付で総務省から出されておるものでございます。

主なところだけを申し上げたいと思うんですけれども、2番(1)ふるさと納税について、この周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱いなさい。このアにございますように、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であるとこを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような返礼品、特産品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により、寄附の募集をする行為を行わないようにすることと。これが例えば返礼品の価格ですとか、返礼品の価格の割合、要は寄附額の何%相当、そういうなのは表示してはだめですよという通知でございます。

また、イの部分でございます。次に掲げるような納税の趣旨に反するような返礼品を 送付する行為は行わないようにということで、①金銭類似性の高いもの、例えばプリペ イドカードですとか、商品券とかそういうものでございます。また2番資産性の高いも の、電気とか電子機器、貴金属、そういうようなものですね。それと③高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品、こういうようなものも送らないようにというような通知が国から出てございます。

もう一度また1ページ目お戻りいただきたいんですけれども、国にからはこのような 通知も出ていると。また、先ほど事務事業の執行状況の中で申し上げましたように、一定、私どもこのふるさと特産品リストアップできました後には、こういう民間がやって おりますふるさと納税のサイト、ふるさとチョイス、そういうところにも登録をいたしまして、宣伝していければというように考えておるというようなことを申し上げたかと 思いますが、ここもやはりこういう国からの通達を受け、このサイト自体がおおむね 5割を超える返礼率、還元率が著しく高い、要は5割を超えるようなものはもう載せませんよという、そのような扱いもされております。全国的にはそういう傾向があると。また、近隣の特産品の充実に積極的に取り組んでおられる自治体にも、一定どのような 返礼割合をされておられるか確認いたしましたところ、約20%から高いところで 50%ぐらいまでというところが多くございました。

このような結論からいたしまして、本町といたしましては、寄附額に対して原則として5割程度、送料を含まさせていただいて5割程度の品物を贈呈することといたします。なお、本町としては、例えば1万円をご寄附いただくと、5割ということで5,000円相当の品物をお返ししようとするものでございますが、事業所さんの宣伝も兼ねていただきたいということで、申しわけございませんが、町からは実質4割程度、失礼いたしました、返礼いただく物品の8割相当の支出をするということで、実質には4割程度。どういうことかと申しますと、例えば1万円のご寄附をいただくと、基本的には5割程度、この5割というのは示したらあかんとはなっておるんですけれども、5割程度のものをお返ししようと。5割をお送りいただくと、本町からそれをお支払いせないかんのですけれども、それにつきましては、4割分だけ本町でお支払いさせていただいて、1割分は事業所さんの宣伝効果を兼ねていただいて、ご負担いただきたいというような制度にしたいと考えておるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、物品の整理をいたしまして、12月からは新たな特産品カタログで寄附の受け付けを開始いたしたいと。また、年明け1月からは、先ほど言いましたように、ふるさと納税のポータルサイト、そういうところへ掲載を始めていきたい。そして年度明けました以降には、クレジットカードでの納税、そういうものも可能な、そういう手続もこのふるさとチョイスを活用してですけれども、そういう

手法も探っていきたいというようなスケジュールでおるところでございます。

1枚おめくりください。

今申し上げましたような、ちょっと金額の流れ、考え方なり、実際の事務の流れをご 説明申し上げます。

概要です。例えば2万円のふるさと納税があった場合、先ほど言いましたように、半分、要は5割相当を返礼しようということで、2万円をいただくと1割相当の特産品をお送りしようと。事業者さんから1割、2万円いただいたときには1万円相当の特産品を、寄附いただいた方にお送りいただくんですが、町からは1万円の8割分、要は1万円送っていただくんだけれども、町としては8,000円だけを事業者さんにお支払いさせていただいて、2,000円は申しわけございませんが事業者さんのPR費用ということでご理解いただきたいというような流れを考えております。

したがいまして、この2番、実際の流れですが、ふるさと納税者、赤の部分でございますが、町にご寄附をいただきましたら、本町から参加事業者にご連絡をさせていただいて、どこそこ県の誰それさんから寄附をいただいたので、この品物をそこへ送ってくださいというのを町から連絡いたしまして、実際に特産品をお送りいただく。今度は事業者さんから町のほうに請求をいただいて、町が要は8割相当分、これをお支払いするというような流れをしております。

したがいまして、この一番下にございますように、8割程度ということでございますので、一応分類といたしましては、1万円いただきましたら5,000円、2万円いただきましたら1万円、それぞれ半分、5割相当を8割を町がお支払いさせていただくというような想定をいたしております。

こうした中、8月から募集させていただきましたところ、今度は4ページをごらんください。

現在、こちらの一覧にございますように、私どもも営業もさせていただきまして、またホームページとかをごらんいただいて、お申し出いただいたのが、現時点でこの20業者50品目となってございます。最終、まだ確定には至っておりませんので、最終、実際に提供させていただく際には、若干の増減はあるかもしれませんが、現時点で申請いただいているのがこれだけあるということで、参考までにお示しさせていただきたいと思います。

額の見方ですが、例えば一番上、この事業者さんにおきまして、対象とする寄附金額 1万円というのがございますけれども、1万円を寄附いただいたら一定5,000円相 当、表には出しませんが、5,000円相当のものをお送りいただくと。町からは 4,000円をお支払いする。例えば2万円の寄附金額が書いているところですと、 1万円相当のものをお支払いいただいて、町からは8,000円をお支払いするという ようなイメージでございます。

このような事業者、見ていただいたらおわかりのように、多くは茶関係の事業所さんからお茶といろんなお菓子と、そういうようなセットが多いところでございますが、ユニークなところでは、例えば裏面とかを見ていただきましたらおわかりのように、例えばお寺さんのほうから数珠づくりとか写経とか、そういうような体験というようなサービスの対価というようなものをご登録いただいておったり、この50番目、一番下ですと、この勝谷さん、下岡さん、皆様ご存じのとおり有名な茶農家さんでございますけれども、限定は限られますが、10万円とございますように、10万円をご寄附をいただければ、5万円相当のこういう大臣賞受賞の超プレミアなお茶をお送りしようと、そういうようなご登録もいただいておるところでございまして、結構いろんな、多種バリエーションができるのではないかと考えておるところでございます。最終詰めまして、12月ぐらいから実際に募集させていただければと考えて進めておりますので、現時点でのご報告とさせていただきます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ございませんか。

ないようですので、続いて空き家等実態アンケート調査の実施状況について説明を求めます。 奥谷課長。

○企画財政課長(奥谷 明) それでは、引き続きまして、今度は空き家等実態アンケート調査の実施状況についてということで、続きましてご説明を申し上げます。

アンケート内容につきましては、9月13日の本委員会においてご説明させていただきました。昨年度に実施いたしました実態調査を受けまして、今回156件に対して……。

- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長、座って説明してください。
- ○企画財政課長(奥谷 明) 短くさせていただます。お許しいただきたいと存じます。156件にアンケートさせていただきまして、回答が99、ただ、精査が必要な部分が10であったり、お送りいたしましたものの、実際にはうちではないよというところ

が8でございましたので、今回の集計対象となっておるのは85件でございます。それのアンケート結果が2ページ以降でございます。

恐れいります。もう個々の説明は省略させていただきます。こういうアンケート調査 を踏まえまして、実際にご希望の方には空き家バンク等にも登録いただきまして、今後 のまた本町の各種施策につなげていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう お願いを申し上げます。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) さっきも言いましたですけれども、6ページの空き家バンク制度についてという登録に希望されますかということで、今すぐ登録が8件、今後というのが10件ですね。登録するつもりはないというのが39件というということで、意外とそこが多かったので、そのことについて、どのような感覚をお持ちなのか、それに対して今後どういう対策を講じて、登録バンクのほうに引き寄せていくか、この辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) まさに、今私どもが求められておるのはそういうところかと思います。私も、すぐ登録を希望とか、登録を検討したい、正直申し上げまして思ったよりたくさんいただいたかなというように考えております。もちろんこういうところにはすぐ接触をいたしまして、私どもの登録制度を説明申し上げまして、登録をいただくと。また登録をするつもりはないというところも多数あるんですけれども、その方々につきましても、実際にはどのように今後ご予定、ご希望されておられるのか、そういうところも今後も引き続き、追跡と申しますか、協議させていただく必要があると考えておるところでございます。以上です。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 前のページに戻っていただいて5ページなんですけれども、⑥の町への要望についてということで、結構たくさんの、いろんなこの前私どもも島根のほうに視察寄せてもうたような内容がここに書かれていて、町にはこういうことしてほしいとか、補助金の制度をつくってほしいとかいろいろあるんですけれども、今後、新年度に向かって、この辺を加味しながらいろんな制度をつくっていただかんなんというふうに思うんですけれども、その辺は、やはり企画財政課のほうでまとめられた部分を受けて、それぞれの部署へも働きかけてもらわんなんので、ここはひとつ、総務部長さんの

力を発揮してもらわんなんのかなと思ったりするんですけれども、この辺について、新 年度に向かってどういう制度にしたらええかという部分を含めて、今思ってはることが あれば、お聞きしておきたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 久野村部長。
- ○総務部長(久野村観光) アンケートの結果、町への要望という形で、多岐にわたる形の要望等が出ておるということを把握しておるところでございます。企画財政課が所管課になっておりますけれども、子育て、また定住等々、担当課のほうも各部署に分かれておるというところから、部長会、また管理職会議等を通じまして、来年度へ向けての町への要望に応えるべく、内容について精査する中、新年度予算に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、続いて、平成28年度公共事業等の施 行状況について説明を求めます。奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) これも、引き続きまして、私のほうからご説明を申し上げます。

平成28年度9月末における公共事業の施行状況につきまして、一覧表にまとめさせていただきました。普通会計、普通会計以外の会計、合計3行で申し上げたいと存じます。

災害復旧事業は、本年度は枠どりをしております現年度以外ございませんので、普通建設事業の合計というのはイコール普通会計となってございます。9月補正までの累計、予算計上額ですが、6億7,077万6,000円、契約済額がこれに対して2億7,467万6,000円、支出済額が8,695万8,000円、比率にいたしまして契約率でいきますと40.9%、支出済額が13.0%となります。

普通会計以外の会計は、5億3,778万6,000円の予算計上額に対しまして、そのうち1億9,689万6,000円の契約済額、支出済額は6,016万円となっているところでございまして、契約率が36.6、支出済額が11.2%となるものでございまして、下段には昨年度との比較をさせていただいております。合計で申し上げますと、契約済額が昨年度の49.8%から39%に下がっております。支出済額につきましては、8.6から12.2%に上がっておるところでございますが、要因を分析いたしたものを裏面ごらんください。

一定契約率が高い主な事業はもうこちらに上げさせていただいておるとおりでございまして、逆に下段部分、契約済額、契約率が低い主な事業、これを上げさせていただいております。申し上げますと、まず一つは地域密着型特別養護老人ホーム設置助成事業費、予算計上額が1億5,778万8,000円でございます。事業者の選定に向け、現在も交渉進めておりますが、期間を要しておりますことから、現時点で契約済額に算入することができません。それが一つの要因でございます。

また、大福茶園の再造成事業費でございます。1,557万5,000円、これにつきましては、府営事業の負担金でございまして、事業費の確定並びにその支払いが年度末となりますことから、現時点で契約済額に計上できないものでございます。

また、末山・くつわ池自然公園整備加速化事業費1,120万円でございますが、各期ごとに予定を立てまして進めておりまして、トイレの洋式化等につきましては10月に発注予定、また展望台の整備につきましては11月、またトレーラーハウスにつきましては12月発注予定など、引き続き地元とも協議、調整させていただく中、このようなスケジュールで進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、くつわ池送水管新設事業費 5, 200万円でございますけれども、これにつきましては、12月に発注する見通しとなってございますので、現時点で発注額には参入できておりません。また、禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業費でございますが、3,440万円、これにつきましては、ネクスコ発注の新名神高速道路の岩山工事との関係ございまして、それとの進捗状況にも影響されておるものでございまして、それとあわせて進めていきたいと考えておりますので、現時点で契約に至っていないという状況でございます。以上、主なものについて申し上げました。以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。
  - これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) これは、何回もこの公共事業の施行状況については言うてますけれ ども、上半期80%というのが、国交省が言うとることしの年度の初めの目標ですよね。 それに対してどのような目標を立ててどういうふうにやっていくのかというのは、副町 長のほうにも何回も言うてますので、そのことで上半期に結構執行できたときには補正 予算も組んでくださいよと。国のほうでは前倒しでやったので、今回の臨時国会でも補 正をどうのこうのということを言われてますわね。

だから、この部分でいえば、40%満たない。私計算しますと、先ほどの1億 5,700万の老人ホームの分と、くつわ池と禅定寺の分を除きますと、それを2億 4,000万円ほど除いても、50切っとるんやね、これ。その12億から2億4,000万差っ引いて、今の契約率で済額で除したら、50行かへん。やっぱり、それは何に原因があるのかと。ここに特徴書いてあるんですけれども、それを除いても半分しか契約率がないいうことは、どういうことなんかなと。この進捗状況について、やはり各原課に建設、投資的経費を持っとるところにきちっとはっぱかけてるのかどうか。その辺は、この担当の企画財政課はどういう形で投資的経費を計上したところについて、進捗状況の把握に努めてはるのか。まずそこから聞きたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 奥谷課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) 私どもといたしましては、国が目標としている80%ということで、年度当初には予定をいたしまして、そういうつもりで進めてはおります。そうした中、チェックといたしましては、四半期ごとに京都府等へ報告する必要もございますので、その都度チェックをしておるところでございまして、ご指摘のとおり今年度につきましては、かなり率が低いところでございます。特に普通会計以外の部分の、昨年度に比べたら落ち込みが大きい部分もございます。

確かに一般会計申し上げますと、先ほどの特別養護老人ホームの部分とかありますものの、また率だけではございませんで、総額が大きくて、例えば半分ぐらいしか契約できていないものとかいうようなところもございます。そういうリストも、私ども各課から入手しておりますので、そういうところは引き続き早期の契約事業執行に努めてもらうよう、尻をたたいておるというような状況でございます。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 尻をたたく言うたかて、年度当初に8割の国交省に合わせた形の目標を立てたとしたら、各原課が投資的経費の工事箇所とか含めて、目標管理のところに管理職に立てさせたらいいわけやんか。各工事箇所に後から建設のほうの報告もらうけれども、工事箇所ごとにいつ契約していつどうするねやという話で、計画目標管理で80とそれが各原課が立てたところと、企画課に報告しよった、企画課が80%命じたところと、そんなもの到底合うてへんはずやんか、そしたら、それ。目標管理できちっとしとったら。そのとおりやりますよと、企画の言うたように80%やりますよ言いよった原課が、今やりよらへんで、50しかできてへんだら、それは約束違反やんか。目標管理、それこそ勤務評定のところで、この管理職にばってんつけやんなんわ、それ。そういうところまでしいひんから。

私言うのは、いつも目標を立てたら、それの達成のために全部が汗かかなあかん。そ

れを言うてんねや。そんなん、自分とこで80%設定しまして、原課は何もやる気あらへんですよと。今見たらこれ、それは特殊な部分の2億4,000万除いても50いかへんねやから、結果的に39%になるの当たり前の話や。その辺を見直して、考え方を変えて、それぞれの進行管理をやらんと、私らに言われて、はい、そうですかいうてやっとくだけじゃ、必ず実践でけへん、それは。これはもう一遍総務部長に聞きますわ、これ。その辺の体制をきちっとして、その進捗状況の把握も含めて、当初の目標管理設定からきちっとやっていかんと、原課との意思疎通がてきてへん、これやと。どうですか。

- ○委員長(谷口重和) 久野村部長。
- ○総務部長(久野村観光) 確かに、公共事業の執行状況という形で、各四半期ごと、京都府等にも報告する数値を企画財政課のほうが把握をしておるところでございますが、企画財政課が、計画をつくる上の原課からの報告等、最終また今後精査をする中で、企画財政との数値に差がなく、本来町として目標設定をする数値に原課のほうが計画的に執行できるように調整をする中、今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、企画財政課所管事項報告の質疑を終了 いたします。

次に、税住民課所管の人口動態集計ついて説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長(長谷川みどり) 平成28年度第2四半期人口動態集計表について、ご説明させていただきます。

横長の人口動態集計表をごらんください。人口動態ですが、第2四半期の人口は6人減りまして、新年度当初で住所移動の多かった第1四半期に比べますと、小幅な減少にとどまっております。自然動態におきましては、第1四半期に比べて死亡者数が6名増加した一方、出生者数は1名減って平成27年度第4四半期以外、再び減少に転じました。出生数は過去5年間におきまして減少傾向にありますが、最も出生数が少なかった昨年度に比べますと、同時期の比較で今年度は12人増加しております。

社会動態におきましては、平成27年9月以来10カ月ぶりに人口動態に転じましたが、転入、転出者数はほぼ同数で、微増にとどまりました。

2ページで、転入世代別で見ますと、20代、30代が約52%を占めており、3ペ

ージ転出を世代別で見ますと20代、30代が約63%を占めております。また、1ページの一部転出者在住年数は、一部転出者で本町に20年以上居住したものが半数以上の約56%となっております。

それから、引き続きまして、行政区別人口資料をごらんください。年少人口ゼロ歳から14歳は12.14%、前年度同時期12.42%に比べまして、0.28ポイント、39人の減少となっております。生産年齢人口15歳から64歳は、60.11%、前年同時期60.82%に比べまして、0.71ポイント、130人の減少となっております。それから老年人口65歳以上ですが、27.75%、前年同時期26.76%に比べまして、0.99ポイント、67人の増加となっております。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方挙手願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ないようですので、続いて町税徴収実績及び町税納付方法別件数 内訳について説明を求めます。長谷川課長。
- ○税住民課長(長谷川みどり) 平成28年度町税徴収実績表につきまして、ご説明させていただきます。

1番右端の徴収率でございますが、軽自動車現年以外は全て前年対比増になっており、合計で現年で前年対比0.3%、滞繰で2.0%、計で0.5%といずれも増となっております。引き続き、徴収率の向上に向けまして、地方税機構と連携していきたいと思います。

それから、引き続きまして、町税の第2四半期納付方法別件数内訳表について、ご説明させていただきます。

納付件数合計は、1万7,927件、そのうち納付書による納付は率は58.81%となっております。そのうち金融機関での窓口納付は、納付件数合計に対する割合で37.62%、納付書による納付に対する割合は63.97%を占めております。コンビニエンスでの納付が、納付件数合計に対する割合で21.19%、昨年同時期で19.46%、納付書による納付で率として36.03%、昨年同期比33.5%とふえております。口座振替の欄は、率は40.48%、また地方税機構で入ってくる分につきましては、0.71%となっております。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

- ○委員(稲石義一) 最初の実績表なんですけれども、法人の税収が予算額が1億3,500万ということに対して、今のところ調定が9,000万強ですね。9,041万8,900円か。これが、前年度比の98.5%ということになって、決算月がいろいろ違うさかいにあれやけれども、去年の同時期と比べて、今現在の調定額が1.5%落ちたということは、景気が上向いている、若干上向いているん違うかというときに、法人税のその部分の調定額が1.5%落ちたということは、やっぱり宇治田原町の企業についての部分というのは、全体としては今年度増額が昨年度と比べてゾーンが見込めないのかどうか。どの辺の今見込みを持っておられるのか。法人税についてだけ聞いておきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) 長谷川課長。
- ○税住民課長(長谷川みどり) ただ、法人につきましては、予定納付の申告をしてから 納付という形になりますので、この辺はちょっとまだどうなるかはわからない。昨年度 と同程度には見込めると思っております。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 結構です。

次に、納付の方法で、コンビニの納付が定着してきたかなというふうに思います。前年度に比べても結構伸びとるんで、いい傾向やなというふうに思うんで。ただ、金融機関での窓口納付が、ここでいきますとパーセント的にいえば、合計でいえば37.62%ですか。割合としては。コンビニの分が21.19%というような形になっとるんで、そうしますと、本当は口座振替が5割ぐらいいって、あと納付が40%ぐらいのほうがええのかなとは思うんだけれども、収納率の関係からいえばいいのかなと思うんですけれども、ただ、それぞれの納付に係る手数料が違うので、今現在どういう手数料の状況になっておるのか、金融機関での納付やと1件当たり何ぼで、コンビニで収納すると1件当たり何ぼの手数料、口座振替は幾らかと。それぞれ3つとも違うと思うので、それぞれ、今現状何ぼで契約してはるんでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 長谷川課長。
- ○税住民課長(長谷川みどり) 金融機関での窓口納付につきましては3円、コンビニエンスにつきましては1件57円、それから口座振替につきましては1件当たり10円となっております。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 徴収率を上げるには口座振替で10円払うてでもきちっと引き落と

せれば一番ええねんけれども、なかなかそれも難しいんで、うちのこれでいえば40% ほどが口座振替の率やということになっとるんやけれども、コンビニは57円と非常に高いけれども、やはり払いやすいと、いろんな利便性から考えたら、行きやすいので、気軽に銀行の窓口よりも行きやすいとかね。そういうものがあるので、57円払てでもこれの方法にしようかということを決めてんやからね。やっぱりここの部分で、収納率を上げてもらわなあかんということなので。

今、2年目になっとるのかな、これ。2年目になっとるんやけれども、定着してきたと私は思うんやけれども、もっとやっぱりこの辺を、徴収率上げるための部分を周知しようと思うたら、どういうような手立てがあるのかなと思ったりするんやけれども、税務課ではどのようにお思いでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 長谷川課長。
- ○税住民課長(長谷川みどり) 納付書、納税通知書を発送するときには、コンビニエンスのご案内させていただいたりとか、町民の窓等の広報で周知していっております。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、税住民課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、日程第3その他を議題といたします。委員から何かございましたら、挙手願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 当局から何かございませんか。事務局もありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、日程第3その他について終了いたします。

これにて、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

職員の入れかえのため、ここで暫時休憩を約10分間いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時12分

再 開 午後3時17分

○委員長(谷口重和) 休憩前に引き続き会議を始めます。

職員の入れかえが終わりましたので、ただいま出席の所管課に係る事項について始めます。

会議はお手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

日程第1、各課所管に係ります第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、建設環境課所管におけます第3四半期の事業執 行状況のほうをご説明申し上げます。

お手元の事業執行状況に基づきまして順次説明申し上げます。

まず、一番初め、生活交通ネットワーク構築事業、こちらのほう、既に第1回目のほう、あり方検討委員会が終わりまして、現在アンケートの集計中でございます。先般の議会の中でもアンケート内容のほうをご審議いただきまして、その旨で今住民の方々からのアンケートを書いていただいたものを今集計している最中でございます。

今後につきましては、そのアンケート集計結果、それから新しい公共交通についての あり方を含めました検討委員会を11月に開催し、また12月には分科会などを行って いきたいというふうに考えております。

次に、2番目、町道新設改良事業、繰り越しの分でございます。禅定寺の5の4号線の拡幅改良事業でございます。現在まだ工事中でございまして、工事が一部おくれている部分がございます。3月ごろまでかかる予定でございます。3月には完了を予定しております。

3番目、道路施設長寿命化修繕事業、こちらのほう繰り越しの分でございますけれど も、荒木橋の修繕工事は既に終了しております。検査も終わりまして、現場のほうは完 了しております。

4番目、JR奈良線高速化・複線化事業費補助金、こちらのほう、現在JRのほうで設計・工事を実施されております。

5番目、コミュニティバス運行支援事業、それから6番目の福祉バス運行事業、こちらのほうですけれども、お手元の別添利用実施状況、こちらをご参考いただけますでしょうか。A4横長の分でございます。

先般の委員会のときにも小・中学生の乗降人数を確認せよとのご指摘もございました ので、8月分から含めております。8月は夏休みでございますので、若干人数は少なく なっております。コミュニティバスのほうの平成28年度8月、9月の小学生、中学生 の乗降者人数を追加で記入してございます。

それから、1ページめくっていただきまして、7番目、児童遊園整備事業でございます。

こちらのほうが、点検業務のほうを既に発注いたしておりまして、これは年に2回する予定でございます。それから、設置工事でございますけれども、一部工事は完了しておるんですが、残り丸山団地の中の遊具のほう、こちらのほう、地元との協議が時間を要しておりまして、既に設計書ができ上がり、これからまもなく発注予定でございます。3月には完了する予定でございます。

それから、8番目、ごみの出し方ハンドブック作成事業、こちらのほうも先般の委員会のほうで皆さんにゲラのほうを見ていただきました。これ、10月の初めに区長さんのほうにお願いしまして、各戸にご配布いただきますようにお願いしました。言うておりましたように、この角のところに穴をあけておりますので、メモ帳のように使っていただきますようにということで、ご利用いただけたらいうふうに考えております。

それから、9番目、塵芥収集車整備事業、パッカー車のほうと2トンダンプのほうです。 先般2トンダンプの入札を終えております。 両方とも3月には納車を予定してございます。 こちらも添付しております資料をごらんいただけますでしょうか。

ちょっとカラー刷りの絵が入っております。パッカー車のほうのイラストの原案を募集しておりました。これは、エコライフ号をまたリニューアルするということで、今現在のエコライフ号にも書いていただいた、募集した絵があるんでございますが、今回の車両も白い車体にイラスト等ラッピングしたいということで、8月1日の町民の窓の折り込みの中でイラストを募集しておりましたところ、9月30日までに46名、48点の多数の応募をいただきました。その中で選考させていただきました結果、この下の入選作品5点を選ばせていただきました。これは、ボディにこの5点をラッピングしたいというふうに考えております。現在そのラッピングする場所とか大きさ、形につきましては、今業者のほうとも協議中でございます。入選の作品と入選された方のお名前、これにつきまして、11月の広報で発表させていただけたらというふうに考えております。それから、10番目、町道新設改良事業、こちらのほう、もう既におおむね発注済みでございます。あと、奥山田木元の辺地債になりますけれども、こちらのほう、舗装の工事、これから発注を予定しております。それから、2の23号線測量設計業務としまして、6月で補正をいただきました宝国寺のところの道路の拡幅でございますけれども、これは現在測量、それから補償業務の委託を発注済みでございます。

11番目、道路施設長寿命化修繕事業、先ほどの荒木橋と同じなんですけれども、その荒木橋、今度はもう2つ目の工区、工事として発注いたします。湯屋谷の舗装工事、これも既に今入札準備をしておりますので、これもまもなく発注予定でございます。双方3月末までの完了を予定しております。それから、橋梁の点検につきましては、サポートセンターのほうに既に41橋で発注をしております。

12番目、曇り止めカーブミラー整備事業、これも平成25年度以降、平成29年度 までの事業で実施しておる中の今年度は70基を設置予定しております。12月になっ ておりますけれども、もう少し早い時期には完了したいというふうに考えております。

また1枚めくっていただきまして、13番目、都市計画制度導入検討事業、これにつきましては、マスタープラン、これの改定ということで、具体的な説明のほうは後ほどプロジェクト推進課のほうからいたしますので、この辺を省略させていただきます。

14番目、木造住宅耐震改修事業、これにつきましては、例年やっております耐震改修につきましての補助、今年度から新たに耐震シェルター、それから簡易耐震のほうの補助金を導入しました。なかなか補助金の使用の方もいらっしゃいませんので、先日のふるさとまつりのときには、福祉課のほうが中心となって、耐震シェルターのPRをさせていただきました。また、11月の防災訓練でもこの耐震シェルター、それから耐震補助関係のPRのほうをしていきたいというふうに考えております。また、ほかに工務店さんでありますとかいうところへも営業という形で、これからどんどんとPRしていきたいというふうに考えております。

15番目、交通安全対策事業費、路側線・カラー舗装工事でございます。

先ほど総務部のほうの委員会の中で、私のほう、先ほど部長のほうから報告受けまして、内容的には私どもで12月から工事というふうに書いておりますけれども、改めまして、また議会のほうと協議しながら進めてまいりますので、それについては、そちらのほうとまたご協議させていただけたらと思います。

それから、地籍調査事業でございます。

調査業務のほう先般入札をいたしました。これは、1 工区、1 区域内おおむね3年間かかる事業でございます。今回発注しましたのが、南地域、宇治木屋の南バイパスから 贄田の間になります。山手線沿いを中心とした南地域の地籍調査のほうを実施してまいります。

それから、最後、17番目、家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業になります。 先般の9月にて補正をさせていただいた分でございます。200万円でございます。早 速10月16日のふるさとまつりの中で、雨水タンク、それからまきストーブなどとあ わせましてPR活動のほうを続けております。住民様よりも今はまだハウスメーカーさ んのほうからの問い合わせのほうが多い状況でございます。この28年度は5件分の予 算を計上して実施しようというところでございます。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ないようですので、建設環境課所管の質疑を終了いたします。 次に、プロジェクト推進課所管について説明を求めます。山下課長。
- ○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、プロジェクト推進課の事業執行状況に つきましてご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

資料4ページをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、1番目、宇治田原山手線事業、繰越分でございます。用地交渉が2件未契約ということで、こちらのほう引き続き現在交渉を当たっておりますけれども、了解のほうを得られていないということで、今後も引き続き交渉のほうを続けていきたいというふうに考えてございます。

次に、2番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金でございます。こちらのほう 5月6日のほうで交付済みでございまして、現在住民会議のほうで事業を展開していた だいているというようなことでございます。

次に、3番目、宇治田原山手線整備事業の現年分でございます。こちらのほうも用地調査等業務を完了いたしまして、用地の交渉に当たっているところでございます。今般の地権者数につきましては、以前からご報告申し上げていますように、5名の方が対象でございまして、協議のほうを進めてございまして、買収等に対しましてのご理解等はいただいている状況でございます。現在のところ、契約行為、また用地についてございます権利関係の整理を順次進めている段階でございまして、また登記関係の分筆等々の作業を進めている段で、年度末までには全て買収のほうを完了するべく現在進めているところでございます。

続きまして、4番目、新庁舎建設計画事業でございます。こちらのほうにつきましては、まず、用地測量業務のほうを今後早い時期に発注をしていきたいということで予定をしているところでございます。また、庁舎建設委員会のほうを10月17日、今週月曜日でございますけれども、開催をさせていただきまして、新庁舎建設基本計画の素案

に係ります枠組みのうち残されてございました新庁舎の施設計画及び新庁舎建設に向けた事業計画につきましてご協議をいただいたところでございます。今回で終了という形でお願いをしていこうとしていたところでございますけれども、現実的には引き続き継続協議となったというようなことでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 建設委員会の今後の予定なんですけれども、基本計画のきちっとしたまとめを、前ですと年末までにというふうに聞いておったと思うんですけれども、この10月17日踏まえて、いつごろを目途に委員会のほうで決着をされるのか、ちょっとそれだけ聞いておきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) 山下課長。
- ○プロジェクト推進課長(山下仁司) 前回委員会のほうでも12月を目標にということ でご答弁させていただいていたかというふうに思います。最終的に今般の会議で、基本 計画の正本的なもの、やっぱり最終的には確認しておきたいというようなご意見もござ いまして、次回までに配付をさせていただきまして、意見聴取の上、その目標としています12月につきましては、できるだけそれを守るといいますか、でお願いをしていき たいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、プロジェクト推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 失礼いたします。第3四半期の産業観光課の執行状況のご 報告をさせていただきます。

1番目の日本緑茶発祥のまち魅力発信事業でございます。

これにつきましては、先日16日にふるさとまつりを開催いたしまして、ほぼ 2,000人の来場者があったことをご報告させていただきます。

次に、観光パンフレットの新規作成でございますが、8月発注済みで、3月末の完成 予定でございます。通年事業といたしましては、転入者プレゼント、ティーゲートの茶 園維持管理ということでございます。 次に、2番目の宇治田原ブランド育成加速化事業でございます。

これにつきましても通年事業といたしまして、交付申請の受け付け、調整を行っているところでございます。

3番目の「お茶の京都」交流拠点整備等加速化事業でございます。

これにつきましては、地域プラットフォーム、来年のお茶の京都博を見据え、永谷宗 円生家や湯屋谷地域での交流拡大を図っていくため、区の役員さんや関係者の皆さんと 引き続き意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、PRビデオ作成でございます。散策マップ作成、3月完成予定ということでございます。それから駐車場の整備、茶の木の設置ということで、第4四半期発注予定でございます。それと、次に、お茶の京都DMO設立推進協議会が1月から立ち上がって、関係者の間で協議を進めておられるところでございます。

次に、4番目のおもてなし観光推進事業でございます。

これにつきましては、観光まちづくり会議の設置ということで、10月中旬に準備会 を設置し、11月の中旬にキックオフをしてまいりたいと考えております。

次に、通年事業といたしまして、おもてなし推進事業の申請受け付け、助成を行って まいります。

次に、5番目の末山・くつわ池自然公園整備加速化事業でございます。

これにつきましては、末山・くつわ池自然公園整備推進会議、公園の整備に係る勉強 会実施ということで、役員の皆さんと行っております。

次に、ユニバーサルデザイン (トイレ洋式化) の推進事業といたしましては、10月 下旬に発注する予定でございます。

次に、トレーラーハウスの整備事業といたしましては、12月上中旬に発注する予定 をして準備を進めているところでございます。

次に、展望台整備事業といたしまして、11月下旬に発注をするように進めていると ころでございます。

次に、6番目の京都山城古寺巡礼バスツアーでございますが、バスツアーの新商品開発、周知啓発ということで、1月以降のツアー実施に向けて、バス会社と詳細を詰めているところでございます。

次に、7番目の町内雇用促進助成事業でございますこれにつきましては、通年事業といたしまして、交付申請を受け付けて助成をしております。

次に、8番目の優良茶園振興事業でございます。

これにつきましては、10月中旬に補助金の交付申請を行い、11月上旬から事業着手を進めてまいりたいと思います。第4四半期に事業を完了、実績報告をしてまいりたいと考えております。

9番目の高級茶生産振興事業でございます。

これにつきましては、面積のほうを確定がちょっとおくれておりますので、第4四半期に交付申請、事業着手ということで進めてまいりたいと考えております。

10番目の農林業振興事業補助金でございます。

これは、通年といたしまして、交付申請を受け、事業認定、事業着手、事業完了、事業実績報告、交付金決定ということで進めさせていただいております。

次に、11番目の農業担い手対策事業でございます。

これにつきましては、青年給付金、通年、新規就農相談、第4四半期に就農状況の確認、報告、実績報告を行います。通年事業といたしましては、認定農業協議会の負担金、要件設定の助成金の支払い、担い手協議会への助成ということで、若手農業者の育成に努めております。

次に、12番の大福茶園の再造成事業でございます。

これにつきましては、7月に入札をしていただいて、府営にて事業を進めていただいているところでございます。府から委託された換地事務は、町から土連を委託し、未処理の底地整備、構造の形成等は行っております。

13番目の要適正管理森林等災害予防事業でございます。

これは通年受け付けておりまして、申請の受け付け、助成ということで、今現在2件の申請がございます。

次に、14番目の林地内危険木防災対策事業ということで、これも町民の窓等により 啓発してはおり、通年受け付けておりますが、今のところは、申請はございません。

15番目の有害鳥獣対策事業でございます。

これにつきましては、通年有害鳥獣の駆除事業、それと被害の防止事業、それと町単 費の電柵の事業、それと国の補助事業で、来年度分をこの11月に受け付けを行います。 それと、有害鳥獣の調査事業といたしまして、これは毎日猿パトに回っていただいてお ります。

それと、16番目の町有林管理計画でございます。

これにつきましては、町有林管理委員会、また管理協力委員会を開催し、町有林の有効な利用を進めていくのに、今課内のほうでもいろんな方策も検討してまいっていると

ころでございます。

17番目の企業立地促進事業でございます。

これにつきましては、工業団地企業立地促進助成、平成28年6月の申請を受け付けで7月に交付決定済みでございます。それに対する雇用創出助成金といたしまして、28年12月ごろ交付を予定する予定でございます。

次に、18番目の中小企業の経営支援事業でございますが、これは来年の1月から 2月にかけて申請を受け付ける予定でございます。

次に、19番目の観光まちづくり促進事業でございます。

これにつきましては、観光戦略拠点環境整備ということで、11月中旬に発注する予 定でございます。これは永谷宗円の生家の入り口の進入路の改修でございます。

次に、観光ポータルサイト構築基礎調査ということで、11月上旬にプロポーザル、 それで11月下旬に契約ということで進めたいと考えております。

次に、主要観光施設等整備デザイン、くつわ池の活用・整備方針の作成ということで、 10月中下旬にプロポーザルをし、11月の中下旬に契約のほうをしてまいりたいと考 えております。

次に、20番目の町内企業就業推進事業でございます。

これにつきましては、12月下旬に町内の学生向けセミナーの実施を行いたいと思います。12月から3月にかけて行っていきたいものでございます。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。稲石委員。

- ○委員(稲石義一) 5番目の末山・くつわ池自然公園、予算のときに現地調査にも寄せてもらいましたけれども、この一番下段の展望台の整備事業について11月の下旬から12月の初旬にかけて発注しますということですけれども、これ、見に行ったときには、入場のゲートの上のほうに上がっていったんですけれども、これは場所はどこに決定されたんですか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) ただいまのご質問でございますけれども、予算の段階におきましては、副議長おっしゃっているとおり、入場口のところ、水道の配水池のあるところ上がっていただいたと思っております。現在その後、指定管理者であります郷之口生産森林組合との建設に係ります協議会をしている中で、今のところ、その場所につきまして、再度検討という今段階でございます。現在のところ、何カ所か候補がある中で、

今一定一つの場所、こちらはどうかなということで、協議の中では上がってきております。まだ最終決定には至っておりませんので、その辺今どのようなデザインのデッキが配置できるか等考えているところでございまして、その辺あわせまして、最終は郷之口生産森林組合と協議が調いました後には、改めまして、当委員会のほうにご報告すべきと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) それやったら、そのように、これやったら、ずっと検討した結果、場所が決定して発注しますよというしかとれへんわね、これ。だから、今、場所、候補地を選定中やねんやったら、選定中の経過の途中の矢印をしとかなあかへんやんか、これ。だから、やっぱりきちっと言うてもらわんと、みんなもあのときに上へ上がって、ここで本当にええのかいなと思うてきた部分について、これやったら、決定やったら、位置図ぐらいつけてもらってどこにしたんやというようなもんが要るんじゃないかなというふうに言おうと思うてんやけれども、まだ決まっていないと、それで、調整中やというんやったら、調整中の状況やということを記載していだきたいと思います。これは、もう要望で結構です。

次に、20番目の一番最後に説明された町内企業就業推進事業というやつです。これ、補正予算のときにも思うててんけれども、町内企業就業推進事業いうネーミングそのものが、もう一つピンと来んので、私らが思うてたんは、この右側の説明欄にあるみたいに町内の学生向けのセミナーの実施ですよと、基本は。高校生なり大学生なり、就職浪人されている方々についてそういうセミナーを実施して、就業の手助けをしていただくと、就活の一助としていただくとそういう意味ですから、ネーミングもそっちのほうがええのかなというふうに思うとったんで、それはそれとして。

内容について、12月の末から3月にかけてということなんですけれども、講師を呼んでどういった方々を対象に先ほど言いましたように、高校生、大学生それぞれごとに違うと思うんで、1回開いても、その高校生と大学生を分けてやんのか、一緒にやんのかとかいうことも含めて、ちょっとセミナーの内容について説明願いたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 冨田補佐。
- ○産業観光課課長補佐(冨田幸彦) 中身につきましては、今まさに話し合いをしている ところでして、対象につきましてもおっしゃるように、対象ごとに中身を変えるのかと いうような形での議論を今しているところでございます。

現在のところは、まず、全体的な大学生さん、高校生さんも一緒で働くということに

ついてのテーマということから最初は入っているんですけれども、その後、対象をどう するかという話を今進めているところで、それについて今協議中でございます。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) これも定住対策の一環として、本町にお住まいの高校生なり大学生 にそういう労働面からのサポートをしていきましょうという事業でございますんで、結構ですので、十分精査していだきたいなと。

もう一つは、ここの名前にあるように、町内の企業への就業、これについて企業側がどのようにお思いなんですかということを一方は聞いていかんなんというのをこの前の常任委員会でも申し上げました。本年度ふくしまっこの基金のほうがやられました企業へのインターンシップの制度ですね、それを町行政のほうからやっていくについて、その受け入れも含めて、町内企業さんにインターンシップの制度を説明するなり、その受け入れについての促進を図っていただく、こういう事業が一方ではあるわけですから、そのことも忘れずにきちっと並行してやっていただきたいな。これやとセミナーの実施だけなっていますので、前回申し上げた町内企業への就業についての町からの働きかけ、そういうふうなこともあわせて、インターンシップの制度の導入も含めて、やっぱり動いておいていただきたい。

もう一つ加えるならば、府内企業ですね、町内以外の部分で、通勤の可能なそれぞれ の企業へ対しても、やはりそういった働きかけを拡充していく必要があるやろうという ことも申し上げたんですけれども、これについてどうですか。

- ○委員長(谷口重和) 冨田補佐。
- ○産業観光課課長補佐(冨田幸彦) まず、1点目の企業向けということですけれども、 こちらにつきましても、同時に実施する方向で検討をしているところでございます。今 年度中には、実施をしようというふうに思っております。

もう1点の町外の働きかけですけれども、今回のセミナーは主に町内の大学生、高校生さん対象ということで、直接働きかけようと思っておりますけれども、ハローワークさんですとかを通じて、セミナーの開催を町外にもお伝えをするというふうな予定をしております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 言うているのは、府内の企業、町外の企業さんにインターンシップ とかそういうのの受け入れとか、就業について宇治田原町にこういういい若者がいるの で、どうですかというようなことも含めて広がりを見せたほうが、町内の企業だけじゃ

なくて、通勤可能な部分でいえば定住策としては、宇治田原町にお住まいしながら、京都の中にはいろんな優秀な企業かございますんで、そういうところにも働きかけて幅を広げていただきたいという意味で前回申し上げましたんで、そういうところにも、今は町内企業に働きかけるのを第一義的にしながら、第二義的には、そういうようなもんにも拡充を将来していただきたいなというふうに思っているので、お考えはいかがですかということを聞いておるんです。

- ○委員長(谷口重和) 冨田補佐。
- ○産業観光課課長補佐(冨田幸彦) そういった点につきましても、今後の展開として十 分に検討させていただきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。青山委員。
- ○委員(青山美義) 1点だけちょっとお聞かせを願いたいと思います。

「お茶の京都」についてですけれども、たしか「お茶の京都」の構想について、じゃらんでしたか、あのときの部分で、補正で340万か60万か、それを組んでおいて、構想として、茶工場跡を喫茶風にしたり、足湯にしたりとかいろいろ構想を発表されたわけです。その後何ら見えてこないんですけれども、その辺のところは、これと関係ないのか知らんけれども、一応「お茶の京都」の部分として、お聞かせを願いたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 冨田補佐。
- ○産業観光課課長補佐(冨田幸彦) 昨年度末「お茶の京都」のご予算をいただきまして、 構想をいただくということでやっておりました。もちろんあの中で、ソフト面でできる ことからことしは始めているところでございまして、ハードにつきましては、チャンス がありましたら、いろいろと交付金等も使いながら検討してまいりたいと思っておりま すけれども、その点につきまして、地域の方と今まさに今後それをどうしていくかとい う話をしていこうとしているところでございまして、それにつきましては、しっかりと 検討を今後も進めていきたいというふうに思っております。
- ○委員長(谷口重和) よろしいですか。ほかにございませんか。内田副委員長。
- ○副委員長(内田文夫) 今「お茶の京都」という話が出たんで、この前のふるさとまつりで、そこで一番最初に出品茶の入賞者の表彰式の状態ですよね。来賓のほうが多いと。 ひな壇に上っている人が多いといっていいぐらいの参加者で、お茶のふるさと宇治田原から立派な成績をおさめられた人に町独自にとかの分を含めて表彰をやられているんですけれども、あれ、中に入っていて、動員された人間以外にどれだけの人間が入ってい

ただいているんでしょうか。例年のとおりそうなんですけれども、来年は、29年は「お茶の京都」という大きな冠が入ってくるときに、もしああいう状態であるならば、何か場所を変えるとか、いや、それができないんだったら、いろんな人が外で売店出しているとか、観客の人を強制的にとは言わないまでも、全部入っていただいて、ああ、宇治田原ってすごいな、これだけの中で、これだけの表彰を受けとるんだなというようなそういう雰囲気をつくってほしいなという要望なんです。ただ、その要望なんだけれども、早いうちにそういう来年のああいう表彰式をどうもっていくかは、もう早いうちに反省していただいて、来年はこういうふうにやりたいなという計画を立てるはできるだけ早いほうがいいと。もう2カ月、3カ月済んだら、次の仕事が入ってくるわけですから、その辺あたりは、課長としてどういうふうに思われるか、簡単でよろしいですので、お願いします。

- ○委員長(谷口重和) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) 表彰式につきましては、各茶業団体、生産者から業者様の ほう、また出品者は当然のこと、茶摘みさんに来ていただいている方全員に案内は出し ておりますが、若干少のうございます。それで、来年、お茶の京都ターゲットイヤーに 向けて、十分いろんな検討をする中で、たくさん出席していただけるような方法を考え てまいりたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) 内田副委員長。
- ○副委員長(内田文夫) これだけ多岐にわたって、多額な茶の造成にお金つぎ込んでいるわけですから、そういう意味では、もう本当に生産家が全部参加して、オール出品者になるぐらいの指導をお願いして終わりにします。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) これ、今の確かにそうで閑散とした中で表彰式が行われるんですけれども、副町長もこれは参加してはりましたですよね。出席してはるね。これ、原課の課長にどういう指示してはるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。去年も同じような状況ですよ、これね。

だから、普通から考えたら、あれでいいと思うてはるさかいに、ことしも同じような形になっとるんか、もっとやっぱり動員かけたり、みんなで盛り上がっていこうかという雰囲気を醸し出そうと、そのためにはどうしたらええねやいうのをきちっとやっといてもらわんと、今内田副委員長が言いましたですけれども、こんなんもうのど元過ぎればで、また来年も同じことになりますよ。去年も同じようなこと言われています。

だから、私、思いますのは、皆さん方がどれぐらいあの雰囲気の部分をどう思うて見 過ごすのか、もう少し盛り上げたいと。お茶の京都、お茶の京都言うてはるんやけれど も、もうひとつ本当に思うてはるんのかというのが、疑義があるわけです、私は。

だから、それを担当課長なり部長なりに指示して、もっと盛り上がるような集客とか、その辺の対策をきちっとしていくというふうなことが一番大事なことなんですよね。住民の方々と一緒に盛り上がっていくというのが。農林大臣賞をもらいはるのも大したことですけれども、それについてみんな住民の方々に誇りに思うてもらえるようなことしようと思うたら、やっぱり動員かけやなしゃあないですよ、これ。

だから、その辺の意気込みが非常に小さい。皆さん方、行政に携わっておられる方々の。もっとやっぱり頑張っていただきたいと思うんですけれども、副町長どうですか。

- ○委員長(谷口重和) 副町長。
- ○副町長(田中雅和) 確かに少なくて、大変申しわけなく思っておりますんで、やはり来年こそは自分も表彰台に上がろうとこういうふうに思うてもらえるようなそうなるように、大勢の出品者の方、三十数名だと思いますけれども、そういう方には全員来でもらうように今後とも働きかけたいと思いますけれども、あわせて、その後お茶のデザインの投票もありますけれども、あれにつきましては200人近くやったかな、多くの方がおられますので、そういったイベント、そういった実際には招待者だけじゃなくして、一般にお茶、そういったものに来ておられる方、そういった方にもうまくあのホールに入っていただけるような、例えば催しの順番を変えるとかそういうことも含めましてもう少し、反省しか答えありませんけれども、来年につきましては、そういったことも含めまして、十分検討していきたいとこのように思っております。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ないようですので、産業観光課所管の質疑を終了いたします。 次に、上下水道課所管について説明を求めます。下岡課長。
- ○上下水道課長(下岡浩喜) それでは、事業執行状況、第3四半期の上下水道課分としまして8ページをごらんください。

事業ナンバー1番の下水道事業企業会計移行事業ですが、支援事業発注業務を11月に予定しておりまして、現在発注手法の検討、仕様の作成を行っております。この事業は、29年、30年と債務負担を組んでおりまして、平成28年と合わせまして1,450万の事業となっております。平成28年度は固定資産調査・評価を行うとし

まして、資料の収集、評価マニュアルの作成に取り組んでまいります。

事業2番目、下水道普及促進事業、1つ目としまして、普及促進奨励金の交付(随時)となっておりますが、9月末現在で28件56万円の交付となっております。

2つ目、排水設備改造資金の融資あっせん(随時)となっておりますが、現在2件で 117万円の融資あっせんを行っております。

3つ目、下水道接続等普及促進業務発注ということで、これは水洗化促進の個別勧奨 につきまして、シルバー人材センターへ発注しております。現在は対象者の精査と打ち 合わせをしております。

3番目、公共下水道(管渠)整備事業、1つ目が岩-3-3地区他舗装本復旧工事ということですが、これは、岩山立川地区におけます面整備工事に伴います排水路の復旧ということになっております。立川地区での復旧が若干おくれておりますので、工期のほうを31日延長させていただきまして、11月7日までとさせていただいております。

2つ目の岩-5-1地区面整備工事につきましては、これは宇治田原小学校前から緑苑坂に向かっていく307号線を中心にして整備する面整備工事になります。これにつきましては、請負代金3,531万6,000円で、現在エスケーコーポレーションのほうに発注しております。この工事につきましては、来週道路使用がおりまして、10月26日から工事に着手してまいります。

3つ目の岩-4-2地区面整備工事発注につきましては、これは宇治田原小学校から 長山地区に向けます面整備工事になりますが、同じく2,624万4,000円で、これもエスケーコーポレーションのほうに発注しております。現在宇治田原小学校の北側、 丸山湯船線の町道内において管渠工事を行っております。南-3-6地区舗装本復旧ですけれども、これにつきましては、10月18日までの工期ということで完了しております。一番下、マンホールポンプ(MP28)工事ですけれども、これは宇治田原小学校前の育英橋を田原川を横断するためのマンホールポンプ場の設置ということで、新明和工業のほうに発注をいたしまして、現在ポンプを工場製作いたしております。

4番目、浄化槽建設事業ですが、予算では3基分の予算を見ておりますが、今のところ、要望等ございません。実績はございません。

5番目、下水道全体契約の見直しにつきましては、平成27年から2カ年で取り組んでおりますが、新しい汚水量の原単位とそれに基づきます検討単位区域、6地区の経済比較を行いまして、またさらに今後策定されます新都市計画マスタープランとの整合、特ににぎわい創出拠点等とものづくり創造拠点等の計画への反映をこれから取り組んで

まいります。

1枚めくっていただきまして9ページになります。

こちらは水道事業になりますが、6番目の事業としまして、立川浄水場系統(川東取水井)新設事業繰越分につきましては、井戸の本体の築造工事につきましては、工期のほう26日延長いたしておりますが、工事は完了いたしております。

2番目のほうですが、新水源の機械電気設備の工事発注につきましては、10月 26日に入札を行いまして、11月1日の契約予定で進めております。

7番目、これは現年分になりますが、立川浄水場系統(川東取水井)新設事業としまして、新水源導水管布設工事を発注いたしました。請負代金2,677万3,200円で、本田建設のほうで請け負っていただいております。これは、ダクタイル鋳鉄管の150ミリを490mにわたりまして、郷ノ口川東から贄田船戸に向かっての管の布設となっております。現在は贄田地区で町道荒木贄田線の中での管布設工事を行っております。

8番目、くつわ池送水管新設事業につきましては、これは、西野山配水池横に送水ポンプ場設備を新設しまして、くつわ池配水池の場内整備を行うもので、既に前年度に設置しております町道2号線から林道末山線の中の管渠と接続する工事となっております。 発注は12月上旬を目指しております。

9番目、禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業、この中には、禅定寺通学路線配水管布設替工事(その1)としまして、これはネクスコ西日本におけます岩山工事とあわせまして、施工することになっております。現在ネクスコのほうが事業主体ですけれども、9月中に仮設配管の工事が完了しております。それに続きまして、その2工事と、あと、送水管、配水管の実施設計がございますが、これについては、ネクスコの工事が終わらない限り実施できませんので、現在のところ繰り越しの可能性が大きくなっております。以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 5番目の下水道全体計画の見直しなんですけれども、これも何回か 聞いているんですけれども、今現在の見直しの進みぐあいはどうなっているのか。

それと、今後見直しの方針が定まったときに、議会のほうにも報告して、前にも中間報告みたいなのもらったんですけれども、こういう形に決めましたよと。それから地元なりに入って、こうこうこうでというふうに見直しの説明をされて調整されて、合意の

ところまで行かれるんか、その方向性を定めるについて地元の意見を聞きながら決定されるのか。手続上の問題がいろいろ住民とのかかわりとか議会のかかわりと含めてあるんですけれども、どういう進め方を3月末までに、これからされようとしているんか、そこだけ聞いておきたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) ただいまのご質問でございますけれども、現在、全体計画 の見直しにつきましては、基本的な数値の整理ができてきておりまして、また机上での 経済比較等未整備地域につきましては、効率的な整備手法ということで検討は終わって おります。その件につきましては、さきの委員会で、途中段階でございましたけれども、 報告させていただきました。その中で、現在公共下水道でありながら、経済比較をした 結果、浄化槽のほうが、あくまで机上の結果でございますけれども、有利な地区となったところにつきましては、地元との協議を進める中で、あと経済比較以外にいろんな要 因がかかわってきますので、その取り巻く環境を聞き取る中、整理する中で、最終的に は、本当に浄化槽に移行すべきか、また、公共下水道のまま整備するか、それにつきましては、また地域のほうに入らせていただきまして、地域の意見を聞く中で、最終的に は決定したいと思っております。

ただし、比較した結果が、大きく公共下水道から浄化槽に振りかえたほうが有利である場合につきましては、町の方針として、浄化槽とする場合もございますけれども、比較した結果が、そう大きく差がない場合につきましては、取り巻く要因を整理させていただきまして、地域と話を行いまして、最終的には決定したいと考えておりますので、またその結果が出ました折には、年度内の段階で、また当委員会のほうにもどのような計画になったということで、報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 今聞いてんのは、その微妙なところの言い回しやねんけれども、その結果が数量的な部分とかいろんな評価が似通っている場合に、どういう方針を出して、町の方針として決めたやつについて地域調整するのか。それで、ここについては、公共下水道のエリアに入れるとしとったけれども、こういうことで外して合併浄化槽でいくんやとかね。その一定の町の方針が出たときに、議会のほうに報告いただいて、今後こういうふうにしていくんやと。ただ、地元調整が残っているというふうにするのか、全部終わってから、ふたをあけてこうやということになるんかというと、非常に微妙なニ

ュアンスが残るわけです。何でやいうたら、議会のもんは、全然知らんと。こんなこと あんのはあんたら知ってはるかと。私のところやらには下水から浄化槽に変わってんわ と言われたときに、中間報告はもらっているんですけれども、そういった部分の町の方 針として来はってんやというたときに、議会との関係の微妙な部分があるんで、そこの ところは、きちっと整理しておかないとぐあい悪いんで、どういう方向で今進めようと されいるんかを聞いておきたいんです。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 申しわけございませんでした。

現在考えておりますのは、経済比較のほうは終わっておりますので、続きましては、 やはり浄化槽と公共下水道では、整備する地域によりましては、非常に最終の年度、公 共下水道でいきました場合には、汚水処理の効果を発揮するにはまだ相当時間がかかる エリアがあります。なおかつそれを浄化槽ですれば、その効果がすぐに発揮することも できますので、その辺の長所、短所のメリットを、長所、短所を整理した上で、総合的 にはどちらのほうがいいかというのを一定方向性は、まず、町のほうで出したいと考え ております。その出た結果を、まず、当委員会のほうにも町の考え方として示させてい ただきまして、その後地域のほうに入っていきたいと考えておりますので、よろしくお 願いいたします。

○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、上下水道課所管の質疑を終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設事業部所管の普通建設事業交付金等決定状況について説明を求めます。野田部長。

○建設事業部長(野田泰生) それでは、すみません、資料のほう、すみません、続きで 右方、総務建設常任委員会資料ということで、1枚物でございますけれども、用意させ ていただいております。

本件につきましては、今回国の2次補正のほうに伴いまして、交付金のほうが追加内示、追加要望しておりました点につきまして、内示が改めて追加補正いただきましたので、その状況につきましてご報告させていただきます。

資料のほう、建設事業部所管分の事業を挙げさせていただいております。交付金事業

といたとしまして、まず、6点事業を挙げておりますけれども、1つ目のところ、プロジェクト推進課でございますが、宇治田原山手線整備事業といたしまして、当初4月のときに報告させていただきましたけれども、当初予算額1億2,000万、交付金予算額6,600万に対しまして、当初におきましては、2つ目の事業と一体の交付金となっておりましたので、2つ目の建設課所管の岩山立川線道路拡幅改良事業と、こちらのほう事業費1,000万、交付金5,550万で予算計上しておりましたが、これを合わせまして、当初内示といたしましては、事業費で8,100万、交付金といたしまして4,455万でございましたが、今回国の補正に伴いまして、追加のほう資料の数字のとおりでございますが、事業費といたしまして5,576万円、交付金といたしまして3,066万8,000円の追加の内示があったところでございます。これによりまして、現在の内示額総額といたしましては、事業費2つの事業合わせまして1億3,676万円、交付金では7,521万8,000円となりまして、対予算比で見ますと105.2%というような状況になっているところでございます。

3つ目の事業でございます。建設課所管といたしまして、道路施設長寿命化修繕事業でございます。こちらのほう、予算額事業費3,500万、交付金1,925万円に対しまして、当初の段階では、事業費のほうが2,050万、交付金のほうが1,127万5,000円というような内示でございましたが、今回追加で、事業費1,127万3,000円、交付金で620万円の追加がありまして、内示総額といたしましては、事業費3,177万3,000円、交付金といたしまして1,747万5,000円、予算に対しましては90.78%となっているところでございます。

4つ目の道路施設長寿命化修繕事業(舗装分)でございますけれども、こちらのほう につきましては、当初内示と変わらないような状況でございます。

5つ目の建設環境課所管分、地籍調査事業でございます。

こちらにつきましては、予算額、事業費で961万5,000円、交付金721万 1,000円に対しまして、当初の内示が、事業費で600万、交付金のほうが 450万というような状況でございましたが、今回追加の要望の際には、次年度の地籍 調査に対します内示が余り見込めないという情報を国のほうからいただいておりまして、 前倒しで取りに行くようにということもございましたので、要望を次年度考えまして要 望したところ、今回補正といたしまして、事業費で3,000万円、交付金として 2,250万円の追加内示がございまして、事業費といたしましては3,600万円、 交付金2,700万円ということで、予算比で見ますと374.43%となっていると ころでございます。

最後の公共下水道管渠整備事業につきましては、当初から96.03%という内示が ございましたので、追加要望のほうは行っていないような状況でございます。

最後にですが、この対予算比を見ていただきましたところ、100%を超えていると ころにつきましては、12月議会なりで事業費のほうの補正予算をまたお願いしたいと 考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 今説明あったように、宇治田原山手線については1億2,000万で、満額ついたみたいな形になっているんで、用地買収の部分ですんで、それが全部買えればそれでいいのか、未買収の部分があれば、繰り越しとか何なと。ただ、この1億3,600万と1億3,000万ですので、600万ほど余るんで、その分は下の部分で岩山立川線、こっちのほうで増額補正してやろうとされるんか、どうなんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) すみません、ただいまのご質問でございますけれども、先ほど説明がちょっと足りない部分がございましたけれども、この山手線につきましては、国のほうの指示によりまして、追加内示につきましては、工事費に充当するようにということで、原則工事費に充てる予定でございましたので、こちらにつきましては、ネクスコに工事委託を今後したいと考えております部分につきまして充当したいと考えておりますので、用地費だけで見ましたところでいきますと、当初と変わっていない状況でございます。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) それからいうたら、工事委託の部分があんねんやったら、それは次年度以降にしかならない。今年度、その部分で工事委託して、ネクスコにやって、28年度の部分で完結しよるんかというたら、しよらへんわね、それ。それは幾ら部分が工事委託の部分として追加内示があったんか、そしたら1億2,000万の当初内示の8,100万というのは、用地費が蹴込む形になるやんか。その辺の説明をちゃんとしてもらわんと合わんで、それ。
- ○委員長(谷口重和) 山下課長。
- ○プロジェクト推進課長(山下仁司) 大変失礼をいたしました。

当初で予算可決していただいた部分につきましては、用地測量関係とあと、物件調査

関係と、あと、用地費、物件補償費というような形で1億2,000万等々のお金を予算化していただいてございます。このうちで交付金がつきましたのが8,100万円というようなことでございまして、現実、今京都府のほうにも再度確認のほうを行っているんですけれども、原則今回の2次補正につきましては、ただいま部長からご答弁ありましたように、工事費に基本的には充てなさいよ、それは国の意図としましては、事業進捗を図りましょうということが、最も狙いだというようなところで確認をしているところでございます。

ただし、その工事をするに当たって必要な用地についてもどうしてもその年に工事を、その用地分をするんであれば、用地にも当たっていただいても構わないというような回答を今いただいているところでございまして、どういった形で、正直補正のほうを12月調整していこうとするというようなところというのを今現在ちょっと調整をかけているところでございます。あわせまして、実際のところ、当初の国のお金のほうも全額がそしたら使われるのかどうか。年度末に向けてですけれども、これから再度の追加要望ということも想定がなされる部分でありますので、その辺は十分注意して今後当初で当たっていない用地分の交付金につきましては、確保できる方向で何とかできないかということを情報を十分とる方向で考えていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) なかなかご理解できへんねんやけれども、交付決定の追加の部分の 内容は表はこれで完結しとるから、それはそれでええねんけれども、そしたら、それは、 その交付決定によってどういうふうな形の部分になるかいうのは、先ほどの事業執行状 況のところできちっと事業費分けして、こういう部分についてはこういうこの課題があ りますねんやと、今整理してまんねんやと、12月補正のときには、繰り越しも含めて こういうふうに考えやんなんのか、一発用地で吸収できることになるんかという説明を きちっとしておいていただかないと、進捗状況についてが補正予算のときになったら、 初めて聞くいう形になるんで、それはぐあい悪いんで、やっぱりその辺はきちっと整理 をしとく必要があるというふうに思います。それはもう結構ですわ、それ。

次、地籍調査の部分なんですけれども、これについては960万と600万の差、360万は足らなんだやつは、それはそのまま28年度の事業費に充当してもいいですよと。その差額の部分の3,000万との差額については、次年度の地籍調査の部分ですのでということですね。それは補正予算で対応させてもらいますわということなんで、

そしたら、その分については、もう明らかに増額補正したときに、もう28年度の事業やということの位置づけで明許繰越を打っておきますよと、こういう理解しといたらよろしいんですか。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) ご指摘のとおりでございます。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

- ○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、次に、プロジェクト推進課所管の宇治 田原町都市計画マスタープラン(案)について説明を求めます。谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) 失礼いたします。

それでは、宇治田原町都市計画マスタープラン(案)のご説明させていただきたいと 思います。

同時にお配りしております、まず、都市計画審議会スケジュール(案)のほうをごら んいただきたいと思います。

上から3番目、10月3日に都市計画審議会第2回のほうを開催させていただきました。そのときに、本日ご説明させていただきますマスタープランの素案のご説明をさせていただいたところです。この会には、田中議長様、谷口委員長様、垣内委員長様はじめ参加いただいてご協議いただいたところです。種々ご意見いただきまして、それを盛り込んだ形でパブリックコメント(案)というところでまとめさせていただいたところです。

それでは、都市計画マスタープラン(案)のほうのご説明させていただきます。

本日につきましては、現行から大きく変更させていただいたところのみのご説明という形でさせていただきたいと思います。ご了承をお願いいたします。

それでは、26ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

まちづくりのテーマいうことで、まち将来像、前段のほうにですが、総計のほうでう たっておりますまちの将来像を書かせていただいております。

28年9月13日に本委員会のほうで、マスタープラン改定に係る基本的な考え方のほうをご説明させていただきました際には、この総計のまちの将来像というところを則した形で、都市計画マスタープランのテーマとして、自然環境を生かした高付加価値の都市環境の創造というところでご説明させていただいたところですが、この高付加価値というところの文言につきまして、ちょっとわかりにくい等々ご意見もいただいた中で、

より具体的、わかりやすいというようなところで、テーマを再検討させていただきまして、このページにありますとおり、テーマ1から4のとおりのテーマにさせていただいたところです。

定住したいまち、働きたいまち、観光・交流したいまち、協働で進めるまち等本都市 計画マスタープランの根幹となす重要なキーワードを書かせていただいて、より住民の 皆様にもわかりやすい形でのテーマ出しをさせていただいたところです。それに基づき まして、この後の各分野ごとの計画のほうを策定させていただいたところです。

続きまして、33ページごらんいただけますでしょうか。

こちらが、将来のまちの空間構造図というところで、前回もご説明させていただきましところです。ただ、前回のときには、庁舎の位置のほうの決定がなされておりませんのでしたので、一部入っていないところがありました。今回はご案内のとおり、庁舎の位置も決定させていただきましたので、その旨をここに落とし込んでおります。

赤の丸になるんですけれども、行政サービス拠点いうところで、こちらが新庁舎の位置を指示しております。少し戻っていただきまして、30ページのほうに、ご説明書きのほうがございます。中段より下のところなんですけれども、(1)の行政サービス拠点というところで、町役場を中心に行政サービス拠点を形成していきますと。行政サービス拠点は、公共公益施設等をはじめとした住民サービス機能を配置していくというところでうたっております。あわせまして、庁舎に隣接しますところに、防災機能も兼ね備えました都市公園を設置していというようなところで、レクリエーション拠点というようなこちらでは名称になっておるんですけれども、そちらも配置させていただいたところです。

宇治田原町東西に走ります307で、その下に走っていきます山手線というところを結ぶ道を新しいまちの誘導軸というところで、オレンジ色の点線で指し示しているようなところで307と山手線を結ぶ軸によりまして、新たなまちを誘導していくというようなところをこの構造図のほうでうたっているところです。

続きまして、44ページのほうお願いできますでしょうか。

こちらからは、もう各分野ごとになります。

道路網の整備方針というところで、現行都市マスから大幅に改定したところにつきましては、一番下のところになります。(3)になります。

新市街地の連絡道路の整備というところで、こちらにつきましては、シビック交流ゾーンをはじめにぎわい創出ゾーン、ものづくり創造ゾーンにつきましては、307号と

山手線に挟まれた地域であるのですが、そのまちを一体感のあるまちづくり形成していくために、新市街地の連絡道路というところで、整備していくという方針をうたっております。

あわせて46ページをごらんいただきますと、道路網のみの整備方針図になっておる んですけれども、そちらのほうをごらんいただけたらと思います。点線で指し示してい るのが、307と山手線とを結ぶ軸というようなところで書いております。

続きまして、48ページごらんいただけますでしょうか。

中段にありますバス路線網整備というところです。

こちらは、公共交通体系の整備方針なのですけれども、新たに市街地整備、シビック 交流ゾーンであったり、ものづくりゾーンであったり、そういう新たな市街地整備を行 う地域への運行ルートの新設でありましたり、関係近隣の市町へのアクセスを充実する ための運行ルートの拡充について関係機関等に働きかけていくというところをうたって おります。

その下にあります(2)なんですけれども、あわせて高速バス、新名神高速道路の開設に伴いまして、高速バス路線の誘致というところも図っていくというところで書かせていただいているところです。

続きまして、50ページごらんいただけますでしょうか。

こちらにつきましては、公園緑地の整備方針になります。

中段からちょっと下、(1)基幹公園の整備というところがございます。こちらにつきましては、庁舎を持っていきますシビック交流拠点内に震災等の災害が発生した場合においても、緊急避難場所としても活用できる防災機能を有した公園を配置するというところでうたっております。

続きまして、53ページごらんいただけますでしょうか。

こちらは、下水道の整備方針になります。

中段にあります(1)公共下水道の整備というところで、こちらにつきましても新たな新 市街地形成する区域において計画的、効率的な整備に取り組んでいくというところをう たっております。

続きまして、70ページごらんいただけますでしょうか。

今後のまちづくりの誘導施策というところで、大きく2つの方針がございます。1つ目は、用途地域の指定拡大というところで、新名神高速道路の整備や山手線の整備など主要なプロジェクトに合わせた用途地域の指定を今後とも検討していくというところで

す。あわせて、既存の指定区域につきましても本計画と現状の土地利用との乖離状況等 踏まえて、適切な土地利用か図れるよう用途地域の見直しも適宜行っていくというとこ ろです。

もう一つのかなめといたしましては、都市計画の施策と都市空間を形成する都市施設 及び市街地の整備というところで、都市計画の施策といいますのが、都市計画施設整備 の推進というところと、新市街地における計画的なまちづくりの推進というのが挙げら れると思います。

施設の整備の推進につきましては71ページにございます。

(2)の①10年以内に実施することを予定する主要事業というところで、こちら一覧のほうを載せさせていただいております。あわせて、新市街地における計画的なまちづくりというところで、これは②になるんですけれども、後段にあります10年以内に実施することを検討するというような事業のほうをこちらに載せさせていただいているところです。

すみません、走りましたが、こちらが都市計画マスタープランのご説明とさせていた だきます。このマスタープランに則した形で、今後都市計画決定を打っていきたいとい うようなところを考えております。

都市計画審議会スケジュール(案)にちょっと戻っていただきたいんですけれども、今後11月7日に第3回の都市計画審議会のほう予定させていただいております。こちらにつきましては、パブリックコメント、今現在10月31日までの日程で、本マスタープランにつきましてパブリックコメントを実施しているところですが、こちらについての結果報告をさせていただくと同時にマスタープランについての答申をいただけたらと考えております。この際に、同時に今現在作成を進めております都市計画案の原案をご提示できたらと考えております。この原案をご説明させていただきまして、ご意見いただいた後、こちらからはちょっとまだまだ流動的ではございますが、11月中旬以降に本都市計画案に係る住民説明会等開催させていただきまして、その後、公告縦覧等法定的な事務を進めまして、うまくいけば年度内に最終の都計審議会を開催させていただく中で、都市計画案につきましても答申いただけたらというところで。最終的には5月上旬に都市計画決定、永久縦覧というところまでもっていけたらと考えているところです。以上、ご説明のほう終わらせていただきます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。

- ○委員(稲石義一) 今のスケジュールで、11月7日に都市計画マスタープラン(案) について諮問、答申するような現行になっておるんやけれども、今聞いとったら、答申 を受けるということやね。諮問は、そしたら、第1回目の8月18日諮問したんか、これ。
- ○委員長(谷口重和) 谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) 諮問につきましては、まだ決裁のほうをさせていただいておりません。11月7日までに諮問という形で審議会の委員長のほうにお送りさせていただいて、7日に答申をいただけたらというところで考えております。以上です。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) まだ決裁もしてへんやつについて、都計審で1回、2回、3回とか会議を開いていること自体が、諮問に基づいてするもんやんか、普通。行政手続上の部分がそんなもん、諮問もしてへんのに、答申の日程が決まったある言うて、そんなんおかしいやんか。だから、そんなんきちっと行政手続上のルールを守ってやっていかんと、決裁も通ったあらへん分について、素案なんかも全部示して協議してもうてるというのあかんのちゃうの、これ。どないなったんのかなと、これ、諮問答申を同じ日にしてもらうというようなことなんかいなと思もうとったけれども、それじゃ、ぐあい悪いやろう、やっぱり。

基本的な考え方としては、8月18日に第1回目に非常に重大な問題なんで都計審の委員長さんに町長から諮問する。それで検討してよろしくお願いしますというがルールや、こんなもん。まだしてへんのに、何でそんな素案やねんていうたら、いつ協議すんねないうたら、してから協議しゃあな、普通。こんな重大なもん。住民説明会とかパブコメしているやつについて、諮問もしてへんだら、そんなんぐあい悪いで。どうですか。

- ○委員長(谷口重和) 谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) 大変失礼いたしました。

諮問書自体は、まだ委員長のほうにお渡しできていないんですけれども、当初からこういうスケジュール案についてはご説明させていただいたところです。ただ、おっしゃるとおり、当初から諮問書をお渡して、会議のほうを進めるべきやったとは反省しております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そんなこと言うてんのん違うて、委員会が何ぼ了解してはったかて、

正式の手続で、きちっとした諮問書をいついつに町長から諮問しますという意思表示をして、それをお受けしますというてやっていろいろたたいていった結果を住民のパブコメでそういうような意見聴取したりして、固まったもんをこういうことですからという手続を踏まんと、そんなもん納得してもうてたさかいというんやったら、そんなん通らへんがな、こんなもん。行政情報公開やらされたら、どないすんねんやいう話や。諮問もせんと、そんなんパブコメもしてんのんかいな。素案も委員会に示してんのんかいなという話になってしまうからな。やっぱりそれはきちっと行政手続のルールに乗っかってやっとかんと、何のためにそういうようなことを丁寧にやってはる先生方について、行政側の手続の欠陥がそのことを台なしにしてしまうから、その辺はきちっとやってくださいよ。これはもう言うても、やってしまわはったことやから、きちっと日にちをさかのぼるか何かして、きちっと体裁を整えてください。

それで、本題に入らさせてもうて、いろいろ聞きたいことがありますので、先ほどいろんなゾーニングのことは説明していただきましたので、ただ、総合計画のときに説明されなかった部分が、今回の都市マスタープランの中でされているんで、ちょっと確認だけしておきたいと思うんですけれども、33ページのこのゾーニングなんですけれども、空間構造図なんですけれども、307号線については、暮らしの中心軸という形に説明がされています。それを先ほどおっしゃったように、30ページの基本方針のところに戻って「緑豊かな環境を保全しつつ、国道307号沿いに、住民のくらしに不足している施設などの機能の配置を目指します」と書いてあるわね。これ総計で、307号の沿道に住民の暮らしに不足している施設などを配置するいうようなことにはなっていなかったと思うんやけれども、これから新市街地のところでそういうなもんを補足していきましょうということやねんけれども、これ、どういう意味なんか、ちょっと今言うている暮らしの中心軸との文言も含めて、ちょっと説明してほしいなと思うんです。

- ○委員長(谷口重和) 谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) 暮らしの中心軸ということで、文字どおり、 住民の暮らしに寄与する施設等機能を配置していくというところで考えております。

総計のほうで、ここの307のことで直接書かれている部分というのが、早速あれなんですけれども、ただ、都市計画マスタープランのほうで考えておりますのは、307号、もうお家のほうも十分張りついております。商業施設もある中で、こちらはもう暮らしを中心とした軸にしていこうと。一方、もう一つ、京都府のほうで整備をお願いしております山手線につきましては、毎日渋滞とかある中で、渋滞のバイパス的な

機能プラス、新しいまちづくりというところで新しい工業地域でありましたり、商業地域なりを誘致していく、まちを誘導していくという軸というふうに考えております。

ですので、307につきましては、住民さんの暮らしを支える道路というところで、引き続き暮らしに寄与するというようなところで文言のほうを選択したところです。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) いや、そんなこと聞いてへんがな。

住民の暮らしに不足している施設を307号沿いに配置を目指しますと書いてあるから、住民の暮らしに不足している施設を307号沿いに配置するいうたら、どんな施設、不足している施設てどんなんか聞いたことないから、総計で。だから聞いてんねんや。どんな施設が暮らし向きの部分で、施設が不足しているやつを307号沿いに配置しようというふうにマスタープランで決めんねやて聞いてんねんや。総計のときには、そんなん不足している施設が307号沿いに整備するというようなこと聞いたことなかったから。何で都市計画マスタープランの部分で出てくるんやというのを聞いとるんや。

- ○委員長(谷口重和) 谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) すみません。暮らしに寄与するというところですので、商業施設であったり、病院等いうのが一つ想像できるところかとは思います。ちょっと総計のほうでご議論がなかったというのは、申しわけないんですけれども、そういうことで、都市マスタープランのほうでは、現行の都市マスタープランより、そういう形で307にはそういう施設を誘導していこうというところを記載しているというところです。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 言うているのが、今回のマスタープランの見直しについては、第 5次総計を受けて見直しをすると。前回の部分も前々回も第3次、第4次の総計を受け て見直しをやってんねんやんか。だから、今回は、第5次にうたわれてへんことを見直 しの中に入れたらおかしいやんか。全体で協議して、総計審で2年間かけてやってきた ことを何でマスタープランでその分はうとうてへんことをうたうねんな、それ。そんな ええのか、それ。企画どうですか、それは。
- ○委員長(谷口重和) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(奥谷 明) 総合計画の所管させていただいております企画財政課のほうから、一言申し上げたいと存じます。

まず、総合計画上、この307号また並びにその沿線に関しましては、307につき

ましては、新名神のアクセスともなり、また各種府道とも連携して広域連携軸として位置づけると。それとあわせて307号沿線は、総合計画で言うと、先ほどの絵にもございますが、生活交流ゾーンということで、黄色の絵を塗っております。この21ページのところでございます。この生活交流ゾーンが、この307沿線がなろうかと思います。その凡例が載っておりませんが、総合計画上、生活交流となっておりまして、これは周辺の自然環境と調和を図りつつ、便利で快適な生活環境の形成を進めますとそういうふうに位置づけておる部分でございます。

そうした総合計画を受けて、今回のこの都市マスの素案でございますが、307沿いに住民の暮らしの不足している施設などの機能の配置を目指しますという観点でございますが、大きな観点で申し上げれば、総合計画で言うところの、今お住まいの住民さんの方々の便利で快適な生活環境の形成を進めるという方向では合致しておると、全く相反している状況ではないのではないかと考えております。ただ、暮らしに不足している施設、では、具体的にどういうもんとかいう部分につきましては、しっかり内部的にも決める中で、これをどういうことを指しているのか、そういうとこら辺は、しっかり詰めていく必要はあるのかなと考えております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 公共施設の管理マネジメントシステムのときでも、今の公共施設を どういう具合に更新していこやいう議論していたわけやんか。そのときに不足している 部分があるんやったら、なお、充足してへん部分については、新規につくらんなんとか いう計画の中にうとうていかんなんやん。そんなん何もうとうてへんやんか。

この中でうとうてきたんは、新庁舎をどこに持っていくかというのが新たに、これもそやけれども、更新・移転やん。今あるやつや。今言うたら、不足してるの言うたら、何が不足しているさかいに、307号線沿いにしましょう。このくしくも健康コミュニティ交流拠点というのが出てくるよね、マスタープランの中に。この健康コミュニティ交流拠点というのが、307沿いに、この水色のやつやな、これはどういう意味の拠点として、先ほど言うたみたいに、病院院なんか、コミュニティーの拠点として整備しようとしてんのか、これは何を意図しとるんですか。具体的にどういう公共施設なんですか、これ。これも初耳やったんで。

- ○委員長(谷口重和) 谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) こちらのほうにつきましては、30ページ 後段に書かせていただいているとおり、宇治田原運動公園、総合文化センターなどを中

心とした拠点というところで考えております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) いやいや、その分、今もあるやん。新たな見直しも何もしやんでも、 今もあんねんやから、改めてそういうなもんで新規の見直しの基本的な考え方の中の論 点として申してもらわんでも、もうわかっとるんで、まあ、ええわ、それは。

もう余りやかましい言うとあれなんで、公共交通について先ほども説明あったんで、 48ページ。

これのバス路線について先ほど新市街地に庁舎ができて、にぎわいとかいろんなゾーニングをつくったときに、そこにバスを引き込んでほしいとかという関係機関に申し出てくんのはええわ。そやけれども、上の基本的なところに書いてある住民生活の足や云々かんぬんで、今までの運行の便数の増加や路線の再編、運行時間の延長、結節となるバス停の整備など、こんなもん今までせんど言うてきて、既存の市街地のことやね、これ。

だから、従来のところがあかんから、この前今やっている公共交通の検討委員会で福祉バスとかコミバス、またタクシーの問題とか、デマンドとかの問題を検討してもうて、もう京阪バスにはもう頼れへんねんと、こんなこといけんねんやったら、それが可能やったら、都市マスで言うて可能やったら、それでやってもうたらええねんやんか。わざわざ単独で今検討しやんでもええやん。だから、それに非常に限界がある。奥山田も湯屋谷も含めて限界があるんで、そういうなもんを今後各地域としての部分としても、やっぱり鉄道敷がないのは非常に困るんで、今、そういう新たなシステムを導入・検討していきましょうかということやのに、こんなもん大前提でしょっぱな入れてもうて、新市街地はわからんことでもないで。それはやつてもらわんな。そやけれども、今のところについてのバス路線としては、本当にそんなことが可能なんかどうか。

何でこういうことが書かれてんねんやなと。こんなんはせんど今まで20年間とか30年間チャレンジしてもうて、採算性があらへんから、バス路線を廃止されてんねんやんか。そやのに、こんなもんで、夢持たしてもうたら、いけんのかなと思うてしまうんやけれども、これ、いかがですか。

- ○委員長(谷口重和) 谷出補佐。
- ○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) ご意見のとおり、今、建設環境課のほうに おきましてバス公共交通の関係で協議のほうを持っていただいているところというのは、 承知しておるんですけれども、そちらのご議論がまだ道半ばというところで、こちらの

ほうに落とし込めないことが、まず1点。

もう一つは、都計審のほうでも今後新たな新市街地であったり、まちづくりに対しての新市街地の整備するところについての運行ルートにつきましてのご意見のほうもいただいていましたので、中段以降、前段の部分につきましては、おっしゃるとおり、既存の路線というようなイメージを持たす文言にはなってしまっているんですけれども、都計審でもありましたとおり、新市街地のほうは、必ずこういう形で運行ルートとの新設というのをぜひ働きかけてほしいというようなご意見もいただく中で、ここの整備のこのタイミングを捉えて、既存のところにもう一度バス関係者のほうにこういった要望を出すというのは、タイミングとしては悪くはないのかなというところで、書かせていただいたというところです。以上です。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 単に要望を出すとかそういうアクションの目指す姿を書くんじゃなくて、やっぱり10年先のそういう将来像を含めた52年先も9,500人とか書いてあるけれども、そういうようなことも含めてどうやというときに、そんな実現可能性の低いようなもんをこんなところに、マスタープランに書かんなんのかなという疑義があるんで、検討していただきたいというふうに思います。以上で終わります。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、プロジェクト推進課所管事項報告の質疑を終 了いたします。

次に、産業観光課所管の農業委員会法の改正について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 失礼いたします。

農業委員会法の改正についてということで、農業委員会等に関する法律が改正をされました。その経過からちょっと説明させていただきたいと思います。

農業者の高齢化による農業の担い手不足や遊休農地の増加が懸念される中、平成25年の規制改革実施計画により、今後10年間で若い担い手が利用する農地面積の割合を5割から8割まで引き上げることとされたことを受けて、担い手への集積を本格的に進めることとされました。その中で、地域における話し合いを主導するなど現場における実際の活動を行う農業委員会の体制強化が法改正により図られたものでございます。次の日時につきましては、可決、公布、施行日でございます。これは国の公布日でございます。この中の経過措置からいたしまして、本町の改正法が適用されるのは、現在

の農業委員さんの在任期間満了日、平成29年7月19日の翌日からとなるということで、それまでに改正をしていかなければならないということでございます。

2番目の改正の3本柱といたしまして、①として、農業委員会業務重点化ということで、この下の3番目の改革①業務の重点化というところでございます。

農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることが明確化されたということでございます。これにつきましては、この下に現在と改革の方向ということで書かせていただいておりますが、必須業務と任意業務というのがございまして、①の必須業務は、同じように許認可等に係る審議ということは、それは変わりません。現在のほうの任意業務、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消というのが、今まで任意業務でございましたが、今後改正されることによりまして、必須業務のほうに入ってくるということになります。

その他、そこから③、④、⑤につきましては、任意業務ということで、そのまま残っていくということになります。

次のページをお願いいたしたいと思います。

改革②でございます。農業委員会の選出方法の変更ということでございます。

現在は選挙で選ばれた方が18名、選任ということで5名、議会よりの選任が3名、 JAからの選任1名、農業共済からの選任が1名ということでございました。それをも う選挙ということでなく、議会の同意を要件とする町長の任命制に1本化にするという ことでございます。原則として、過半数を認定農業者といたします。現在宇治田原町に は35名の認定農業者がございます。

農業者以外の者で、中立な立場で、公正な判断をすることができるものを1名以上任命するということで、今回そういう方に1名入っていただかなければなりません。

次に、女性及び青年も積極的に登用するということでございます。ここに書いてあります青年というのは、45歳以下も対象に入れていくということでございます。

次に、農業委員会の定数は、総会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とするということで、改革の方向を示されております。

今、本町の来年の農業委員さんの業務終了までには、ちょっとこのような予定で動かなければならないので、一応案として上げさせていただきました。

町長は推薦・公募を実施するということで、29年3月に行いたいと思います。これ につきましては、ホームページ、町民の窓、農業委員だより等で広報はしていくつもり でございます。 次に、町長は推薦・公募の情報を整理し、公表する。これが29年4月。

次に、町長は推薦・公募の結果を尊重して選任議案を作成する。これが29年5月。 選任議案を議会に同意をいただくというのが、平成29年6月でお願いしたいというこ とでございます。それで町長が任命できるということでございます。

それで、これにつきまして、今回この変更につきまして説明をさせていただきまして、 12月議会で条例の変更のほうを上程させていただきますので、お願いしたいと思います。

次のページでございますが、改革③ということで、今までは農業委員会の中にはなかったんですが、農地利用最適化推進委員の新設ということでございます。これは現在の農業委員の機能が委員としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けていられることを踏まえ、それぞれを的確に機能させるということが目的でございます。現在農業委員さんそれぞれが農地の権利移動の許可等「合議体としての決定行為」と②の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施しておられます。その今の2番目のところが、現場での活動が必ずしもうまくいかず、耕作放棄地がふえたり、担い手への集積が円滑に進まなかったりするということで、農業委員さんとは別に最適化推進委員さんを置くということでございます。これにつきましては、現場の活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員という方を設置するということでございます。

推進委員はみずから担当地区において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。現場で動いていただく、いろんな話し合いの中で農地があいているんやけれども、つくらへんかとかそういうような相談をしていただくということでございます。

具体的な業務といたしましては、地域の農業者の話し合い。それと、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進。耕作放棄地の発生防止と解消等を推進するということでございます。

選出方法及び日程、一応案としてつくらせていただきました。これにつきましては、 農業委員会が定める地区ごとに推薦・公募を実施、これは先ほどの町長のところと一緒 で29年3月。農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表、これが29年4月。 農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重し、委嘱者を決定、これが7月。農業委員会が 委嘱するのが8月ということになりまして、農業委員さんを推薦して決定していただく ときには、議会の同意を賜りたいと思っております。

以上が、今回農業委員会のほうの改正が行われた内容の粗筋みたいなところでございます。以上です。

- ○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) これの2枚目に、今現在は、農業委員さん23人いらっしゃって、 構成は選挙と選任ということで、18と5ということになっておるんですね。それが、 今、右側の改革の方向で見ますと、現行の半分程度になりますよということですので、 半分になれば11人程度になるんかなというふうに思うんですけれども、政令見てみたら、10アール以上の農地をお持ちの世帯が1,100世帯以下のところは14人以下にしなさいよというふうに政令には書いてあるんですね。そしたら、本町の場合、世帯数でいえば、それの半分ぐらいなんで、14人以下やから、13人でも12人でもええんやけれども、先ほどの半分程度というのとを参酌すると、どれぐらいの人数が本町の部分で、1,100世帯あるところで14人以下やから、マックスね、その半分ぐらいしか農家数がないので、そしたら7人でもええのかという話にもなりかねんやんか。先ほどの半分程度というのを参酌すると、大体12月になったらわかるんやけれども、どれぐらいを目安に検討されているんか、それだけちょっと聞いておきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) 今委員ご指摘のとおり、1,100以下は14名ということでございます。

今回、今現在23名農業委員さんおられて、14名、あと9名ですね。それで今と同じ数になるんですけれども、今までと農業委員さんの仕事が逆に両方、正味行かんなんということで、ふえていますんで、それで、今後の農地の荒廃の度合いも我々も検討していきたいと思っております。その中で検討した結果、できるだけマックスに近い人数で、お願いしたいなとは思っております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そのために、農業推進員を置く場合と置かへん場合の定数が決まっとるわけやんか。そしたら、うちは今の説明からすれば、置こうというような判断をされているんか、置かないのかどっちなんですか。次の3ページ目にある農地利用最適化推進委員の新設とあるんやけれども、それを置こうとするのか、しいひんのか。

それで、農業委員のここに書いている現在は①と②の仕事をしてはるやつについて、

どっちつかずで2番目の部分がなかなか困難なんで、今言わはったように、地域の部分でなかなかわかりづらいんで、それ専門にそういうな方たちにそれを担ってもらったらどうですかという趣旨でしょう、これ。そしたら、推進委員を置いてやったにもかかわらず、先ほどの分からいえば、その分は倍にしやんなんとかそういうことにはならんでしょう。

だから、その辺ははっきり言うて、最適化推進委員を置いて、農業委員の今までの担い手の担う業務の部分をちょっと軽減しながら、定数についてはこうするんやというような見解を今説明しておいてもらわんと、今そういう改正について説明されているんですから、それはどうなんですか。

- ○委員長(谷口重和) 木原課長。
- ○産業観光課長(木原浩一) 大変申しわけございません。

当地域におきましては、意外に山間地が広うございますので、最適化推進委員を置き たいという思いで進ませていただきたいと考えております。

それと、最適化推進委員を置く中で、地域も南地区を4つを入れて13地区になるんですけれども、地域地域がわかるような方を十分置いていって、その中で、荒廃農地等、遊休農地等を減らしていく、またふやしていかない方向で進んでいきたいと思いますので、今基本的に考えているのは、最適化推進委員を置いて、農業委員さんをマックス置きたいという思いでございます。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そうしますと、3ページ目のところに書いている推進委員さんは、 今おっしゃったような荒廃農地とかいろんな農地の集約化とかそういうもんも含めた現 場活動を担当するということで、ここに書いているように、100ヘクタールに1人の 割合で推進委員を置いていくんですということですね。

宇治田原町の場合、農地面積幾らですかというたら、これの9倍ぐらいになっておるということやったら、9人置かんなんなと。9人が現場活動を行われるんで、先ほどの農業委員さんについては、先ほどの定数でいえば、1,100で14人以下やから、500やったら何ぼになりますかと。大体目安はどうなんですかということを聞いておるんです。量と整合的にうまいこと調整しながら答えてもらわんと、こっちはこっちや、こっちはこっちで人をふやさんなんということにはならんので、今回はそういうような形の改正が行われたんやからね。

○委員長(谷口重和) 木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 失礼いたしました。

農業委員さんにつきましては、先ほどお話ありましたように、農家数504件ということで、その中で地域が多い、また地域が多いということは、地域の隅々までわかる方、 農業委員さんにしたら、いろんな審議する中で必要かと思うんで14名までのマックス の方々にお願いしたいと思っております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) これはまた12月のときにやってもうたらいいですので、今考え方 だけ聞いておきたいなと思いましたので、以上で終わります。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。 (発言する者なし)
- ○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、産業観光課所管事項報告の質疑を終了 いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

さきの全員協議会において議題となりました奥山田地区における盛土事業計画の協議 状況について説明を求めます。野田部長。

○建設事業部長(野田泰生) それでは、失礼いたします。

さきの全協でお話のありました奥山田地区におきまして、現在太陽光パネルを設置することを目的に、盛土事業が計画されておりますので、本委員会におきましても、その 事業の概要を説明させていただきます。

資料のほう配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

資料のほうにつきましては、1枚目のところに、経過なり概要のほう書かせていただきまして、2枚目、3枚目につきましては、事業の本当に簡単な平面図と断面図をつけさせていただいております。4枚目以降につきましては、この事業に該当いたします本町の条例のほうを添付させていただいております。

それでは、すみません、資料の1枚目のところ、表紙のほうをよろしくお願いいたします。

まず、こちらのほう事業につきましては、1番目といたしまして、計画事業場所といたしましては、宇治田原町の奥山田の大杉地内でございまして、1枚、すみません、めくっていただきましたら、平面図のところを見ていただきますと、道路が図面の左端のほうに真っすぐ書かれておりますのが、斜めに、こちらが国道307号でありまして、それに接道してカーブの道が見えております。町道8の21号線と書いておりますけれ

ども、こちらの側の宇治田原カントリーへの国道307から入る町道でございまして、 このカントリー入り口のところの右側、山間の谷合い部に盛り土を設置いたしまして、 太陽光パネルを置こうとしているようなものでございます。

2番目の計画事業概要(目的)といたしましては、今申し上げました場所におきまして、こちらの山林の谷合いに土砂を盛り土いたしまして、太陽光パネルを置くために平地を 0. 45~クタール造成いたしまして、そこに太陽光パネルを設置しようとするものでございます。計画の事業区域全体といたしましては約 0. 95~クタール、計画の盛り土、土を盛ってくる量といたしましては約 5万立米と聞いております。

3番目の計画事業に係ります適用条例でございます。

こちらの事業につきましては、計画事業区域が1へクタールを超えていないということで、本町の町条例でございます、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例ということで、後ろにつけさせていただいております条例が適用となります。こちらのほう、もし1へクタールを超えていました場合には、森林法に基づきます京都府の林地開発行為の手続に関する条例というのが適用されるところでございますけれども、1へクタール未満での事業区域ということで、本町条例のみの適用となってきております。

4番目の計画事業の協議経過のほうでございます。

1つ目に書かせていただいておりますのが、こちらのほうの事業につきましては、この条例に基づきますと、許可申請の前に事前協議というものが必要となってきております。よりまして、現在この許可申請前の手続といたしまして、事業の事前協議書のほうが、町受け付けを本年の4月12日に受け付けいたしまして、こちらのほうを事前の申請の資料に基づきまして、内容を見まして、こちらのほう、指摘なりの事項を町のほう、回答を事業者宛にしております。そちらのほうが、本年5月20日に行っております。その後、事業者におきましては、許可申請に向けての動きといたしまして、この10月1日には、事業主主催によります奥山田区の事業説明会、全体集会のほうを開いていただいております。

5番目の計画事業の協議状況でございます。

こちらの計画事業に関する協議経過は先ほどのところで記載させていただいておりますけれども、現在事前協議の回答を行いまして、奥山田区から事業主に提出された意見書に対する調整、見直しを事業主のほうでしているところでございまして、町条例に基づく計画事業の許可申請にはまだ現在至っていない状況でございます。

6番目につきましては、添付資料のほうを掲載させていただいておりまして、少し、すみません、1枚めくっていただきまして、平面図を見ていただきますと、場所につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、こちら図面のほうを見ていただきますと、緑色の部分と、細かいピンク色の線が入っている部分がございます。緑色のところが谷合い部に土を盛り土する場所となってきております。この盛り土によりまして、赤色の細かい線がいっぱい入っておりますけれども、こちらが太陽光パネルを想定されている絵と思います。こちらのほうに上に平地をつくりまして、太陽光パネルを設置しますので、その維持管理を行うために、また道路が茶色部分で示されておりますけれども、事業区域内のところに侵入道路として開発地内に設置されております。

あと、また1枚めくっていただきますと、標準的な断面図が記載されております。上のほうを見ていただきますと、B-B'断面ということで、先ほどの平面図のところで、 $B \ge B$ 'ということで、斜めに線が1本入っておりますけれども、こちらを切ったところの絵となっております。

下のところで、ぎざぎざに線が入っているようなところございますけれども、こちら地山でございまして、盛り土を行うためには、盛り土を滑らさないようにするために、地山を段切りにいたしまして、階段状にした上で土を盛るような計画として、こちらのほう、絵が描いております。ですので、このぎざぎざのところ、地山のところの上に新たに線が入っておりますけれども、こちらのほう、1段、2段、3段ということで、小段をつくりながら、3段で計画し、パネルを置くところまで土を盛り上げようとしているような絵となってきております。

事業の概要につきましては、簡単ではございますが、以上となりまして、最後のところ、町条例のほう、参考につけさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。安本委員。

- ○委員(安本 修) 前にも言うたことなんですけれども、この条例に基づいて指導しているということで、町としては、もう既に回答されているというふうに書いているんですけれども、これはそのとおりでいいんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 回答をすみません、記載させていただいておりますのは、

あくまで事前協議に申請を受けた者に対します回答でございまして、この事業協議につきましては、本当にこの許可申請を受理をする前に事業内容を把握するために、この町の条例の目的といたします災害等の防止や住民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持するための事業計画を、事業計画の技術上の指導やまた是正のほうを危険な箇所が見受けられる分につきましては、その辺を是正するようなことの回答をしておりまして、それは許可を前提にしているような回答ではございませんので、そちらのほうで現在のところ事前協議が終わっておりますので、これから事前協議で指摘した内容等がまた反映された最終的な計画となるか、あるいはまた地元のほうからも意見書が提出されてきておりますので、その意見書がまた本当に最終の事業計画に反映されているのか、その辺を審査した上でないと、もちろん許可はいたしませんので、事前協議につきましては、あくまでその前段の内容を把握するためのものということで、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(谷口重和) 安本委員。
- ○委員(安本 修) 地元の説明、意見を上げられていると思うんですが、その内容も含めて資料をやっぱり提出すべきやと思うんです。それが一つと、それから、条例そのものが平成8年につくられたということで、改正もそれぞれされていますけれども、前にも言ったことなんですけれども、ゲリラ豪雨等を含めて、町長は、条件的に許可をする上で、さっきも言われたことなんですけれども、必要と認める事項については、協定も提言するということと、それから、いろいろな災害が起こらないようにいかにしていくかということが、これは大事やと思うんですが、当時のこの条例がつくられた時点で、今のようなこういう雨が降ったりそういうことが想定外やというのがこの間の言葉に出ているように、そういうことが起こる可能性も大やと思うんで、そういう点で条例そのものをもう少し適用を厳しくすると。これ、0.95ヘクタールなんで、国の森林開発法の適用を受けないということなんですけれども、森林開発にかかわった同じぐらいの厳しい内容を京都府の場合はどこにどうなんやということやと思うんですが、その内容を町長の裁量でそういう内容での指導をすべきやと思うんです。

だから、条例を今すぐ改定、改正なりそういう点で厳しくするというのは無理かもしれませんけれども、それはそれで検討していただくことにして、そういう森林開発にかかわって、この間のその辺の災害が起こらないようにしようということで、地すべりとかそういうことが起こらないようなその辺の専門的なことも含めてやはり指導はすべきやと思うんですが、その点どうでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 地すべりを起こさないという点につきましては、技術的な 部分になるかもしれませんけれども、その技術的な部分につきましては、国なりの基準 を参酌するようには条例のほうではうたっておりますので、あと、技術的には、上位の 国のほうの基準に基づいてやりたいと考えております。

あと、京都府の森林法に係った場合の京都府の条例等の適用につきましては、全く同じということにはできないかもしれませんけれども、今後の思いといたしましては、京都府条例を参酌しながら、今後につきましては、また条例で見直す点がないかは、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。稲石委員。
- ○委員(稲石義一) まず、この条例の名称が、規制に関するということになっておるんで、基本的にはそういう開発行為に基づくものを規制しましょうということでつくられておるんですけれども、先ほども安本委員からありましたように、森林法に基づく部分と、それの京都府条例ですね、それを参酌してということなんですけれども、基本的なうちの条例と京都府の条例の違い、規制の違いですね、それはどこにあるんですか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 規制の京都府条例と町条例の違いを考えた場合なんですけれども、基本的には目的とするところはもちろん同じと考えております。具体的なところを見ますと、先ほど申し上げましたとおり、今後見直すべき点かなとも思うところでございまして、今回事業が、これが許可された場合のことになるかもしれないんですけれども、いかに土が安全なものが入ってくるかというような点につきましては、京都府条例のほうが進んだ土質の調査の仕方等掲載されておりますので、そのような部分は今後違いとして認識しておりますので、見直すべき点かなと考えております。

また、後につきましては、この意見書の取り扱い、こちらのほうにつきましては、京都府さんとまだまだ話を聞かないとだめかとは思っているんですけれども、若干そこで京都府の言う意見書と町が言う意見書の位置づけが、ちょっと違いがあるのかということと精査のとこら辺が正直なところできていない部分がございますので、その辺は今後の研究といたしまして、京都府の意見書のあり方と町の意見書のあり方というのは、まずは詳細のほうをこちらとしても把握すべきかなということを考えておりますので、今後はその辺も含めまして、考えていきたいと思っているところでございます。

○委員長(谷口重和) 稲石委員。

- ○委員(稲石義一) 見直す予定と言うても、現状はその条例の一言一句が京都府と同じではないので、ただ、参酌してやっていきますということになれば、その参酌の姿勢が問われるわけで、京都府と見直さなくても参酌するんやと。参酌すれば、そういうより住民の安心・安全とかが買えますよと、保障されますよと、こういうことであるならば、法的な部分はいろいろ見解が分かれようと思うんですけれども、参酌して同じような基準を適用していくんやと。ただ、参酌してもできないんやと言わはんのか、それによって随分住民の方々の安心度が異なるので、今そのことについて参酌するんやけれども、ここまでは行けへんねやというのがあったら、今言うといてもらわんと、参酌する言うたら、参酌してもうたら、安心できるんかと。法と府条例を適用して、条例改正はしないねんけれども、参酌して同等の分をやっていくんやったら、それは安心・安全が買えるんやという態度で臨むんかというところの町の姿勢が問われると思うんで、その辺は参酌するという言葉を、それは町議会の方々が勝手に解釈されてんやと言われたら、片腹痛いんで、その辺はどうなんかというところをもう少し突っ込んで聞いておきたいと思います。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) すみません、これはあくまでも協議の途中でございまして、担当課としての思いになるかもしれませんけれども、基本的にはもう参酌したいと考えておりますのは、これは本当に事業が動いた場合ですけれども、事業が動いた場合にはより動いた後は安全な確認をしなければならないと考えておりますので、まずは土質の検査につきましては、できる限りこの条例で読める解釈の範囲の中で、土質の検査については、適用できるのではないのかなと考えておりますので、その辺は今後条例の中で、あくまで町長の条件許可として、その辺は土質の確認については参酌していきたいと考えております。これはあくまでも事業が動いた場合のことでございます。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) 私が聞いてんのは、事業が動いたときじゃなくて、今の時点でどういう考え方で臨むんですかという町の姿勢をちょっと聞いておるんで、この条例の解釈論も含めてどういう立場で臨むんですかということを聞いているんですけれども、その中で、町条例の目的、規制に関する条例であるんですけれども、目的としては、ここの条例見たら2つあると書いているんですけれども、そのことは2つとは何と何とが目的なんですか。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 条例の目的につきましては、第2条のところに掲げてありますけけれども、基本的には、まずは、災害と生活環境の破壊を防止すること、あわせまして住民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持すること、この2つが条例の目的となっております。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そのことを達成するために後ろにいろんな事業者の責務とか行政が こうしなければなりませんとか、技術基準はこうですよとかいうようなことが書かれて いるわけなんで、そのことをきちっとやれば、今言うている2つのことが達成できるん か、到達するところに必ず行くんやということになっているんですか、うちの条例では。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) そのように認識しております。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そのための事前協議があるんですけれども、それはどういった行政 の手続上の位置づけになっておるんか、行政行為として、事前協議というのは、どうい う位置づけになっておるんですか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 今回につきましては、あくまでも協議ということになりますので、あくまで許可の審査の対象となっているような状況ではなく、あくまで協議の 段階の手続と考えております。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) いや、僕聞いてんのは、それは行政行為として、行政手続として成り立っているのかどうかということで、あくまで本申請があって、許可しますというのが行政行為の行政処分やというのか。私、聞いてんのは、その事前協議もその一環としての中に入りよって、行政行為の一つやということであれば、そこから効力を発していくんだから、条例の効力はその目的を達成するためには、そこからが基本的な行政手続なんやというのかどうかを聞いているんです。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) ご指摘のとおりでございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そしたら、そういう事前協議の中で、事業者と隣接者とか関係団体、

そういうなもんの調整がされると。先ほどの話にもありましたように、同意書と意見書の部分が提出書類の中に必要やというふうに書かれているわけですね。それは事前協議の段階でそれが合意形成をなし得るものかどうかというところに微妙な解釈が分かれているんで、行政としては、その合意形成についての考え方としては、どういうふうにアプローチしようと思ってはるんかというのを聞いておきたいと思います。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) ただいまの合意形成につきましては、町条例の4条にも事業主の責務として、はっきりと条例のほううたわれておりまして、こちらの第2項のところには、これはあくまで許可申請に至るまでに事業者がやるべき責務が書かれておりまして、こちらのほうでは、事業主は隣接者なり関係団体と協議を行わなければならないというように位置づけしております。事前協議におきましては、そのような手続のほうを今後取りなさいという指摘のほうを行いまして、その後、事業主は町の事前協議の回答を受けまして、こちらのほう、第4条の第2項に該当する事業主の責務として、許可申請をするまでに、事業主と十分協議をしてくださいというスタンスでおります。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) それが合意形成の形であらわれたやつが、同意書と意見書やという ふうに、議員としての立場からすれば、そういうふうにこの条例を読み取る。それは、 文言はちゃうけれども、同意書と意見書、先ほども京都府の部分で微妙なニュアンスや と言うたけれども、それは一緒なんやと。意見が付されてくる部分についても、合意形成の中に全部入ってくるんやというふうに思うんかどうかというところによって、非常 に分かれていきよるんで、やっぱり行政としてどういう立場を貫かれるんかなというと ころをはっきり明確にしておいてほしいんですよ。それが、先ほどくしくも触れられた、京都府では、意見書の捉まえ方が非常に微妙なんやという、その微妙なところも説明していただいて、それは私が言うように、合意形成の中に2つとも含まれているんやというんやったら、それはそれなりに事業者の責務としてやはり協力に規制をかけていかん なんというように思うんですけれども、いかがですか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 今回の条例にあります意見書の取り扱いにつきましては、 これは、あくまでも単なる意見書が出てくればいいというものではないともちろん認識 しておりまして、この意見書によりまして、また計画なり、事業主のほうの対応等にお

きまして、やはり合意形成を前提に意見書はあるべきものと認識しております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) そういったときに、4条の2項のところで協議がされて、必要な措置が講ぜられなければならないとあるわけですね。そういった部分が、十分な協議というところに至らなかった場合の行政側の指導の範囲はどういうふうに考えておる、かなり強力な行政指導が働いていくんやというふうにされるんか、それは事業者と関係団体とのことだから、行政は預かり知らん、出てきた分の書類だけですよというふうにするんか、行政指導としての範囲の部分で、どの辺までそういうふうなもんをこちらのほうから働きかけることができるんかというところが、一番行政の責務として問われるわけですよ。それ、どうですか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 行政といたしましては、事業主と地元の関係だけとはもち るん考えておりませんので、行政といたしましても、意見書なり、また事業の説明会な り、あくまでも行政といたしましても合意形成がされるように、事業者に対しましても、 また地区の方におかれましても、これからは合意形成につきましては、形成されるよう に努めるべき立場に行政はあると考えております。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) それで、ここからの話が本題になるんですけれども、条例読んでみて、それぞれの技術基準とかいろんなことがありますよね。それが今部長がおっしゃったように、これ、担当課長に聞いても一緒だと思うんですけれども、やはりそこは、どこまで行ったって事務的な事務屋の話になってしまうんで、それは、今おっしゃったような合意形成のところまで最大限、事務ベースとしては、サイドとしては汗をかきますと。ただ、地域全体を巻き込んだ話になれば、そうは言っておられないんで、いろんな場面に出くわすんで、そういったときには、やはり政策的とか政治的な部分で色合いが濃くなってきてそういう判断をせんなんときがいずれ来ますよね。そういった部分については、そういうしかるべき立場にある人に聞いておかないと、今。事務的な解釈論だけでは終わりませんので。

そういった部分からすれば、副町長のほうから、どういった今回の場合も含めて、こういったケースについての、具体的に今回でのうてもいいですけれども、こういうような条例の解釈して、どういう事業者に接する場合と関係団体とか隣接者に対する部分として、やはり町としてどういうかかわりをしていって、宇治田原のそういう安心・安全

を守っていくんやと、自然を守るんやとか災害から守るんやとか、住民を守るんやとかいう立場の部分でいえば、政策的、政治的な判断が必要だと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 副町長。
- ○副町長(田中雅和) 当然条例等に基づきまして判断はありますけれども、やはりこの 条例の中にも書いておりますように、意見書を求めると、当然隣接者の同意、あるいは 地元の意見書を求めるとなっております。

私といたしましては、意見書については、その中身がきちっと実現といいますか、地元の住民の方が納得をいかれるそういった意見書が出てくるよう業者のほうを指導し、そして立場といたしましても住民の安心・安全を守る立場で対応をしていきたいとそういう指導をしていきたいとこんなふうに考えております。

- ○委員長(谷口重和) 稲石委員。
- ○委員(稲石義一) だから、合意形成を得られるために、行政指導の及ぶ範囲というのは、限りなく住民の安心・安全の立場に立って、限りなく強力なもんとして行政指導が働くということでよろしいんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 副町長。
- ○副町長(田中雅和) そのとおりでございます。
- ○委員(稲石義一) 終わります。
- ○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、その他委員から何かございましたら、 挙手願います。安本委員。
- ○委員(安本 修) 前の委員会でも以前にも言いましたけれども、禅定寺の松尾の開発 の問題で、これ、事業の完了というのは、いつごろになるんでしょうか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 現状聞いておりますと、また確認しておりますと、11月中、あるいは12月の上旬ぐらいには完了する見込みと聞いております。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 安本委員。
- ○委員(安本 修) 私が聞いた情報では、現に少し小さい土地やけれども、他人の土地 が現場にあって、そこが全く了解もとらずにそこを削ってしまっているということをち

ょっとお聞きしたんですけれども、それは事実か、どうでしょうか。

- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) 恐らく小さな土地と多分お聞きになっているかもしれないんですけれども、基本的には、事業主のほうで隣接の方の立ち会いをしておりましたが、1カ所につきましては、漏れていたのが現実でございます。ただ、そこにつきましては、境界の明示がされていない、立ち上げができていない状況でございまして、そこの土をとっているような状況にはないと認識しております。ただ、そこがあくまでも確定が、立ち上げができていない状況ですので、現状を見る限りの話でございますけれども、その方につきましても、先日連絡をとりまして、できましたら、実際現地に行きまして、境界の確認等を立ち会いを今後やっていこうということで、今事業主とその関係者の方と話を進めているところでございます。以上でございます。
- ○委員長(谷口重和) 安本委員。
- ○委員(安本 修) 事前協議をされた上での事業が始まっているので、事前協議の中で そういうどこに何がどんな土地があるかぐらいは当然行政としてもつかむべきやと思う し、そういうふうに現にもう既にとられてしまっている、今現場を見ないとわからない というふうなこと言われましたけれども、一旦やっていること中止をして、そこはきちっとやっぱりまず現場を確認をするのがこれは当然のことやと思うんで、その辺どうで しょうか。
- ○委員長(谷口重和) 野田部長。
- ○建設事業部長(野田泰生) ご指摘のとおり、事前協議の段階できっちりと把握すべき ところあったところ、漏れていたということでは反省すべき点と考えております。

基本的には、現状言われております土地につきましては、とってしまっているかいないかというところでいきましたら、わずかにかかっている可能性はあるかもしれませんし、かかっていないかもしれません。ですが、確かにそこでとめるべきということの話もございますけれども、基本的には状況を見に行きましたところ、大きな影響がないという判断をいたしまして、関係者の方にも見ていただきまして、現在に至っているような状況でございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

- ○委員長(谷口重和) 安本委員。
- ○委員(安本 修) 土地の持ち主に利用者に謝って、そういうふうにちゃんと持ち主に 対してどう誠意を尽くすかというのが、僕は問題やと思う。そういう問題やと思うんで すね。ちょっと少し小さい土地やからどうこうという、これはおかしいと思うんで、そ

こはきっちとやっぱり対応していただきたいなということを述べて終わります。

○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 当局から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 事務局ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、日程第3、その他について終了いたします。 これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

本日は、平成28年度第3四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を受けたところであります。

本年度も第3四半期に入り、早期の執行完了に向け、努力していただくことを強く求めておきます。

ここで、今期最終となります総務建設常任委員会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、平成24年11月に宇治田原町議会議員として就任されて以来4年間、またこの2年間は、総務建設常任委員会委員として住民の多岐多様なニーズとその負託に応えるべく議会活動の資質の向上と宇治田原町の発展のためにご尽力いただきましたこと、また議会改革の取り組みとして、委員会付託制度の導入や閉会中の委員会の開催、自由討議の実施等さまざまな取り組みをしていただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、当局におかれましても、委員会における詳細な説明、資料の作成等にご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、私ごとでございますが、平成26年11月に総務建設常任委員会委員長に就任 し、委員の皆さん、そして町幹部の皆さんのご協力によりまして、今日を迎えることが できました。改めてお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

いよいよ来る11月6日には、町議会議員選挙がとり行われるわけでございますが、 今期限りでご勇退されます各委員におかれましては、今日までのご功績に対しまして、 深く敬意と感謝の意をあらわすとともに、これからも一層のお力添えを賜りますようお 願い申し上げます。

結びに、宇治田原町議会、ひいては宇治田原町政のさらなる充実と発展に、また本日 ご出席の全ての皆様方のますますのご活躍とご多幸を祈念いたしまして、私のお礼とご 挨拶といたします。本当にありがとうございました。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。 どうもありがとうございました。

閉 会 午後5時38分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 谷 口 重 和